

帳簿諸票の備付け等に関する事務の取扱いについて

平成4年8月21日総三第28号高等裁判所長官、地方、
家庭裁判所長あて総務局長通達

改正	平成 6 年	8 月 1 8 日	総三第 3 0 号
	平成 9 年	8 月 2 0 日	総三第 9 6 号
	平成 1 2 年	1 月 1 8 日	総三第 3 号
	平成 1 2 年	2 月 4 日	総三第 1 6 号
	平成 1 2 年	3 月 1 7 日	総三第 4 2 号
	平成 1 2 年	8 月 1 4 日	総三第 8 4 号
	平成 1 2 年 1 0 月 2 0 日	総三第 1 2 7 号	
	平成 1 3 年	2 月 2 8 日	総三第 1 6 号
	平成 1 3 年	7 月 2 7 日	総三第 1 0 0 号
	平成 1 4 年	3 月 2 0 日	総三第 4 9 号
	平成 1 6 年	2 月 2 7 日	総三第 5 0 号
	平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日	総三第 000018 号	
	平成 1 7 年	3 月 2 9 日	総三第 000082 号
	平成 1 7 年	7 月 1 2 日	総三第 000218 号
	平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日	総三第 000729 号	
	平成 1 7 年 1 2 月 7 日	総三第 000818 号	
	平成 1 8 年	1 月 4 日	総三第 000001 号
	平成 1 8 年	4 月 2 6 日	総三第 000609 号
	平成 1 8 年	9 月 1 日	総三第 001102 号
	平成 1 9 年	5 月 8 日	総三第 000536 号
	平成 2 0 年	3 月 4 日	総三第 000249 号
	平成 2 0 年 1 0 月 2 2 日	総三第 000993 号	
	平成 2 0 年 1 1 月 1 4 日	総三第 001238 号	
	平成 2 1 年	4 月 2 4 日	総三第 000496 号
	平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日	総三第 000354 号	
	平成 2 5 年	6 月 2 8 日	総三第 1 2 2 号
	平成 2 5 年 1 1 月 2 0 日	総三第 2 1 8 号	
	平成 2 6 年	2 月 1 2 日	総三第 3 0 号
	平成 2 8 年	5 月 2 7 日	総三第 1 1 2 号
	平成 2 8 年	7 月 2 9 日	総三第 1 4 9 号
	平成 3 0 年	3 月 1 5 日	総三第 6 0 号
	平成 3 0 年	5 月 1 1 日	総三第 9 3 号
	令和 2 年	3 月 6 日	総三第 2 9 7 号
	令和 2 年	9 月 2 日	総三第 1 1 9 号
	令和 3 年	3 月 2 9 日	総一第 3 8 1 号
	令和 3 年	6 月 1 6 日	総三第 1 2 4 号
	令和 4 年	6 月 1 日	総三第 9 0 号

令和 5年 1月18日総三第322号
令和 5年10月23日総三第303号
令和 5年12月15日総三第368号
令和 6年 2月20日総三第 32号

平成4年8月21日付け最高裁総三第27号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け等について」（以下「事務総長通達」という。）記第5の定めに基づき、標記の事務の取扱いについて下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 様式

帳簿諸票の様式は、別紙様式第1から別紙様式第69までのとおりとする（別表第1から別表第8まで参照）。

第2 使用方法及び記載要領

1 事件簿（別紙様式第1から別紙様式第47まで）

(1) 使用方法

ア 作成

別表第1から別表第4までの「帳簿諸票の名称」欄に掲げる各事件簿（以下「事件簿」という。）は、司法年度ごとに作成する。ただし、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）（以下「高等裁判所等」という。）の定めるところにより、事件が係属した時に作成することができる。

イ 備置き

事件簿は、バインダーにとじて、事件係（事件係の置かれていない支部及び簡易裁判所並びに出張所において事件係の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。）に備え置く。ただし、高等裁判所等の定めるところにより、当該事件を取り扱う部（下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第10条の2第2項の規定により部とみなされるものを含む。以下同じ。）に備え置くことができる。

ウ 区分又は別冊

事件簿は、当該事件を取り扱う部に備え置く場合その他事務の取扱い上必要がある場合には、高等裁判所等の定めるところにより、事件又は令状の種類ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

エ 登載事項

事件簿には、当該年度中に受け付けた事件（平成4年8月21日付け最高裁総三第26号事務総長通達「事件の受付及び分配に関する事務の取扱いについて」（以下「受付

分配通達」という。)別表第1から別表第9までに掲げる事件)に関する事項を登載する。

なお、前年度以前の年度の未済事件を当該年度の事件簿の冒頭に移記することは、差し支えない。

オ 事件簿予備欄

民事事件、行政事件又は家事事件の事件簿について、当事者が多数のためその他必要がある場合には、事件簿予備欄を使用する。事件簿予備欄は、その様式を別紙様式第69のとおりとし、当該事件簿の末尾にとじる。

カ 他の帳簿諸票との関係

事件簿の「検察庁に記録送付」に事件記録(刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)第293条の規定により返還すべき書類及び書面を含む。)を受領した旨の確認を受けた場合には、事件関係送付簿への登載は要しない。

キ 製本

事件簿は、登載された全事件について当該審級に係る記載を終えた時又はエのなお書きの定めにより移記した時に、バインダーから取り外して製本する。ただし、当該年度を経過した時に製本することも、差し支えない。

(2) 記載要領

ア 全事件関係

(ア) 記載の担当者

「保存」以外の箇所は、事件係又は(1)のイのただし書の定めにより事件簿を備え置いた部において記載する。ただし、高等裁判所等の定めるところにより、事件係の記載すべき箇所のうち一部の箇所を記録係(記録係の置かれていない支部及び簡易裁判所並びに出張所において記録係の事務を取り扱う者を含む。以下同じ。)に記載させることができる。

(イ) 「事件番号」

年度の初めから登載順に通し番号を記載する。この場合において、同じ事件記録符号の事件について、異なる事件簿に登載し、又は事件簿を区分し、若しくは別冊としたときは、異なる事件簿ごとに、又は区分し、若しくは別冊とした部分ごとに区分し得る番号を用いる。

(ウ) 「原告」等の当事者を記載する箇所

秘匿事項届出書面(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第133条第2項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る書面をいう。)が訴状その他の申立書等とともに提出された場合には、当該申立書等に記載されている当

事者を記載する。

(エ) 「ちょう用印紙」

手数料としての収入印紙がはり付けられ、又は添付されている場合にはその額を記載し、はり付けられておらず、かつ、添付されていない場合には斜線を引く。

(オ) 「終局」、「結果」及び「終局結果」

当該事件を担当する裁判所書記官からの通知に基づいて記載する。

(カ) 「記録送付」

異議の申立て、上訴、移送、回付等により事件記録を他の裁判所に送付した場合に記載する。

(キ) 「控訴の提起」等の上訴の提起に関する事項を記載する箇所

飛躍上告又は特別上告があった場合には、その旨を記載する。

(ク) 「控訴審」等の上訴審に関する事項を記載する箇所

上訴審から事件記録が返還され、又は完結の通知があった場合に、事件記録又は通知書に基づいて記載する。

(ク) 「備考」

a 未済事件を次年度以降の事件簿に移記した場合には、その旨を記載する。

b 上訴又は異議に関する事項を記載する箇所がない事件簿にこれらの事項を記載する場合には、上訴又は異議の種別、申立ての年月日、終局の年月日及び結果を記載する。

c 抗告の提起に基づき再度の考案による更正があった場合において、抗告提起事件に関する事項を記載する箇所がない事件簿にあっては、更正決定の年月日及びその要旨を記載する。

d 共助事件において転嘱を受けた場合には、共助事件簿の「備考」に転嘱した裁判所を記載する。

e 令状又は逮捕状に代わるものが返還された場合には、令状請求事件簿の「備考」に、勾留状に代わるもの、鑑定留置状に代わるもの又は観護状に代わるものが返還された場合には、刑事雑事件簿又は少年審判雑事件簿の「備考」に返還された旨及びその年月日を記載する。

f 逮捕状に代わるものの交付の請求があった場合には、令状請求事件簿の「備考」にその旨及びその結果を記載する。

g 民事訴訟法第133条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の申立て（以下「秘匿決定の申立て」という。）があった場合には、当該秘匿決定の申立て事件の基本事件を記載した事件簿の「備考」に次の事項を記載する。

- (a) 秘匿決定の申立てがあった旨及びその年月日並びに秘匿対象者の訴訟上の地位又は資格及び氏名（氏名については、当事者を記載する箇所に記載されている場合を除く。）
- (b) 秘匿決定があった場合には、その旨及びその年月日並びに当該秘匿決定において定められた氏名に代わる事項
- (c) 秘匿決定の申立てが取り下げられた場合又は秘匿決定の申立てを却下する裁判若しくは秘匿決定を取り消す裁判が確定した場合には、その旨及びその年月日

イ 民事事件及び行政事件関係

(ア) 欄の使用

- a 1 事件について 1 欄を用いて記載する。
- b 当事者が多数である場合には、a の定めにかかわらず、1 事件について数欄を用いることができる。この場合において、全当事者に共通な事項は、最初の欄に記載すれば足りる。
- c 事件簿予備欄を使用する場合には、事件簿の当事者を記載する箇所に「何某ほか何名、予備欄何ページ」と記載する等、事件簿予備欄を使用したことを明らかにする。

(イ) 「訴訟の目的の価額」、「調停を求める事項の価額」及び「労働審判を求める事項の価額」

訴え等が財産権上の請求でない請求に係る場合又は訴訟の目的の価額等を算定することができない場合若しくは極めて困難な場合には、その旨を記載する。

(ウ) 「控訴の提起」等の上訴の提起に関する事項を記載する箇所

上訴を提起したものの当該審級における当事者としての地位をも記載する。当事者が多数である場合には、上訴を提起したものの氏等をも併せて記載する。

(エ) 「異議申立て」

当事者が多数である場合には、異議を申し立てたものの氏等をも記載する。

(オ) 「記録送付」

上訴審における事件の完結に伴い、事件記録を第一審又は原審に送付する場合にも記載する。

(カ) 「保存」

- a 当初記載した完結年月日又は保存終期年月日を訂正した場合には、その訂正の事由を左側余白部分に記載する。
- b 手形判決、小切手判決又は少額訴訟判決に対して異議が申し立てられた場合において、異議が取り下げられ、又は異議を却下する裁判が確定したときは、保存に関

する事項は、手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿又は少額訴訟事件簿の「保存」に記載する。

- c 支払督促に対する督促異議が申し立てられた場合において、督促異議が取り下げられ、又は督促異議を却下する裁判が確定したときは、保存に関する事項は、督促事件簿の「保存」に記載する。

(キ) 「備考」

- a 簡易確定事件を移送し、又は回付した場合には、簡易確定事件簿の「備考」に事件記録を送付した旨及びその年月日を記載する。
- b 異議後の訴訟において簡易確定決定に対する異議が一部取り下げられた場合には、民事通常訴訟事件簿の「備考」にその旨を記載する。
- c 発信者情報開示命令事件に対する異議の訴えがあった場合には、発信者情報開示命令事件簿の「備考」に異議の訴えの提起の年月日、事件番号、終局の年月日及び結果を記載する。

(ク) 「受領印」

- a 訴状、申立書等に郵便切手が添付されている場合には括弧内にその額を記載し、添付されていない場合には括弧内に斜線を引く。
- b 保全命令事件簿及び強制執行等事件簿については、登録免許税用の収入印紙が添付されている場合には括弧内にその額を記載し、添付されていない場合には括弧内に斜線を引く。

ウ 刑事事件関係

(ア) 欄の使用

被告人又は申立人 1 人について 1 欄（刑事共助事件簿にあっては、1 件について 1 欄）を用いて記載する。1 件について数人の被告人又は申立人がある場合には、全員に共通な事項は、最初の欄に記載すれば足りる。

(イ) 「申立人」及び「請求者」

申立人又は請求者の訴訟上の地位又は資格をも記載する。

(ウ) 「控訴申立て」等の上訴の申立てに関する事項を記載する箇所

上訴を申し立てた者の訴訟上の地位又は資格をも記載する。

(エ) 「取下げ」

事件記録の送付前に上訴の取下げがあった場合に記載する。

(オ) 「備考」

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和 38 年法律第 138 号）第 3 条により参加の申立てが許された場合には、「年月日何某参加」と記

載する。

(カ) 民事事件及び行政事件関係の定め準用

- a 刑事損害賠償命令事件簿については、イの(ア)の a 及び b、同(エ)、同(カ)の a 及び b 並びに同(ク)の a の定めを準用する。この場合において、同(カ)の b の定め中「手形判決、小切手判決又は少額訴訟判決」とあるのは「刑事損害賠償命令の申立てについての裁判」と、「手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿又は少額訴訟事件簿」とあるのは「刑事損害賠償命令事件簿」と読み替えるものとする。
- b 刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）、刑事雑事件簿（刑事和解雑事件簿）及び刑事雑事件簿（刑事和解等雑事件簿）については、イの(ア)の a 及び b、同(オ)並びに同(ク)の a の定めを準用する。

エ 家事事件等関係

(ア) 民事事件及び行政事件関係の定め準用

イの(ア)、(イ)、(ウ)、(カ)の a 及び同(ク)の定めを準用する。

(イ) 審判を受ける者等を記載する箇所

相続の放棄の申述の受理事件における被相続人、遺言書の検認事件における遺言者等の事件の特定に必要な者の氏名をも記載する。

オ 少年事件関係

(ア) 欄の使用

少年 1 人について 1 欄（少年審判等共助事件簿にあつては、1 件について 1 欄）を用いて記載する。

(イ) 刑事事件関係の定め準用

少年保護事件簿については、ウの(ウ)の定めを準用する。

カ 医療観察事件関係

(ア) 欄の使用

対象者 1 人について 1 欄（医療観察共助事件簿にあつては、1 件について 1 欄）を用いて記載する。

(イ) 「法 4 2 条 1 項 1 号又は 2 号の決定をした裁判所への通知」

対象者について医療を終了する旨の決定をした裁判所の裁判所書記官は、当該決定があったこと及び当該決定の確定日を心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 1 5 年法律第 1 1 0 号。以下「法」という。）第 4 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の決定をした裁判所に通知をした場合には、当該通知をした日を記載する。

(ウ) 「医療終了」

法第42条第1項第1号又は第2号の決定をした裁判所の裁判所書記官は、対象者について医療が終了したことを了知した場合は、医療終了の日を記載する。

(エ) 刑事事件関係の定め準用

ウの(イ)から(エ)までの定めを準用する。

2 上訴申立書等記録簿（別紙様式第48）

(1) 使用方法

ア 上訴申立書等記録簿は、司法年度ごとに作成し、事件係に備え置く。ただし、高等裁判所等の定めるところにより、部及び訟廷事務を分掌する係（係の置かれていない支部及び簡易裁判所並びに出張所において訟廷事務を取り扱う者を含む。）（以下「係」という。）ごとに備え置くことができる。

イ 上訴申立書等記録簿は、高等裁判所等の定めるところにより、事項ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

ウ 上訴申立書等記録簿には、当該年度中に受け付けた上訴申立書（受付分配通達記第2の4の(1)の定めにより事件簿に登載するものを除く。）、被疑者の国選弁護人選任の申請書、被疑者の勾留執行停止の申請書、被疑者の弁護人選任許可の申請書及び検察審査会法（昭和23年法律第147号）第41条の7第3項の規定により送付された議決書の謄本に関する事項を登載する。

(2) 記載要領

「進行番号」には、年度の初めから登載順に通し番号を記載する。この場合において、上訴申立書等記録簿を区分し、又は別冊としたときは、区分し、又は別冊とした部分ごとに区別し得る番号を用いる。

3 事件関係送付簿（別紙様式第49）

(1) 使用方法

ア 事件関係送付簿は、司法年度ごとに作成し、事件係、部及び係ごとに備え置く。

イ 事件関係送付簿は、高等裁判所等の定めるところにより、事項ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

ウ 事件関係送付簿には、事件に関する書類を送付する場合であって、他の帳簿諸票を使用しないときに、当該書類に関する事項を登載する。

(2) 記載要領

ア 「受領確認」

事件に関する書類を郵送する場合には、斜線を引く。

イ 「備考」

発送書類に未消印の収入印紙がはり付けられ、又は収入印紙、郵便切手、登記印紙、

現金若しくは有価証券が添付されている場合には、その旨並びにその種別及び額を記載する。

4 帳簿諸票備付経過簿（別紙様式第50）

(1) 使用方法

ア 帳簿諸票備付経過簿は、司法年度ごとに作成し、記録係に備え置く。ただし、1の(1)のアのただし書の定めによった場合には、当該年度に限り、事件係に備え置くことができる。

イ 帳簿諸票備付経過簿は、高等裁判所等の定めるところにより、事項ごとに区分し、又は別冊とすることができる。

ウ 帳簿諸票備付経過簿には、備え付けるべきすべての事件関係の帳簿（以下「事件関係帳簿」という。）及び保存のため引継ぎを受けた事件関係の諸票（以下「事件関係諸票」という。）に関する事項を登載する。

(2) 記載要領

ア 「整理番号」

年度の初めから登載順に通し番号を記載する。この場合において、帳簿諸票備付経過簿を区分し、又は別冊としたときは、区分し、又は別冊とした部分ごとに区別し得る番号を用いる。

イ 「作成月日」、「引継ぎ」、「保存満了年度」及び「廃棄（取扱責任者印）」

当該年度に登載事項がなかった事件関係帳簿については、「引継ぎ」、「保存満了年度」及び「廃棄（取扱責任者印）」に斜線を引いて（1の(1)のアのただし書の定めにより当該年度に作成しなかった事件簿については、「作成月日」にも斜線を引く。）取扱責任者が認印する。

ウ 「備考」

(ア) 保存期間の満了した帳簿諸票を特別保存に付した場合には、特別保存に関する事項を記載する。

(イ) 13の(1)の定めにより事件関係帳簿をとじ合わせた場合には、その旨を記載する。

5 保護観察整理簿（別紙様式第51）

(1) 使用方法

ア 保護観察整理簿は、司法年度ごとに作成し、事件係に備え置く。

イ 保護観察整理簿には、刑法（明治40年法律第45号）第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の判決（以下「保護観察付全部猶予の判決」という。）の言渡しを受けた被告人に関する事項を登載する。

(2) 記載要領

ア 記載の担当者

「保存」以外の箇所は、事件係が記載する。

イ 「進行番号」

当該事件を担当する裁判所書記官から保護観察付全部猶予者調査票の送付を受けた順に従い、被告人ごとに番号を記載する。

ウ 「事件番号」

保護観察付全部猶予の判決があった事件の事件番号を記載する。

エ 「上訴結果」

上訴審からの通知に基づいて保護観察に関する裁判の結果を記載する。

オ 「執行猶予の取消し」

刑の全部の執行猶予を取り消した裁判所からその旨の通知があった場合に、その裁判所及び取消しの年月日を記載する。

6 勾留票（別紙様式第52）

(1) 使用方法

ア 勾留票は、起訴前から勾留されている被告人及び起訴後に勾留状を発せられた被告人について作成する。

イ 勾留票は、第1回公判期日前は勾留に関する処分を担当する部に、第1回公判期日後は公判を担当する部に備え置く。

ウ 勾留票は、勾留期間進行中、勾留期間進行停止中及び勾留状失効の別に区分してバインダーにとじる。

エ 上訴、移送、回付等により事件記録を他の裁判所に送付する場合には、当該事件記録とともに勾留票を送付する。

(2) 記載要領

ア 「勾留」の「年月日」

現実に勾留された日を記載する。

イ 「収容場所」

起訴の時に収容され、若しくは留置されていた場所又は起訴後の勾留状の執行により収容され、若しくは留置された場所を記載する。

ウ 「移送収容」

移送された場所又は釈放された後に釈放時と異なる場所に収容され、若しくは留置された場合における収容若しくは留置の場所を記載する。

エ 「身柄に関する裁判」

勾留に関する裁判があった場合又は保釈の失効、勾留状の失効等の身柄の変動に関係

のある事由があった場合に記載する。

オ 「保釈保証金」

保釈保証金の全部又は一部について保証書によることが許された場合には、その旨及びその額をも記載する。

カ 「収容年月日」

釈放された後に再び収容され、又は留置された日を記載する。

キ 「満了年月日」

勾留期間満了の予定日が明らかになった場合には、当該満了予定日を記載する。

7 観護措置簿（別紙様式第53）

(1) 使用方法

ア 観護措置簿は、司法年度ごとに作成し、部に備え置く。

イ 観護措置簿には、少年鑑別所に送致する旨の決定を受けた少年に関する事項を登載する。

(2) 記載要領

観護の措置が取り消された場合、観護の措置の執行が停止された場合又は少年法（昭和23年法律第168号）第17条第5項に該当する場合にはその旨を、観護の措置の執行が停止された後、再び観護の措置がとられた場合にはその旨及び執行が停止されていた期間を「備考」に記載する。

8 索引票（別紙様式第54及び別紙様式第55）

(1) 使用方法

ア 全事件関係

(ア) 索引票は、当事者、被告人又は少年ごとに作成し、事件係に備え置く。

なお、読みにくい氏名又は名称のものについては、通常の読み方による索引票をも作成する。

(イ) 索引票は、氏名又は名称を数字化してその番号順に整理する。ただし、高等裁判所等の定めるところにより、五十音順に整理することができる。

イ 少年事件関係

(ア) 少年が、男子の場合には白色の用紙を、女子の場合には青色の用紙を用いる。

(イ) 少年が変名又は通称を用いている場合には、変名又は通称による索引票をも作成する。

(ウ) 事件係では前歴調査用の索引票を作成し、記録係では少年調査記録移動用の索引票を作成して備え置くことも、差し支えない。

(2) 記載要領

ア 全事件関係

(ア) 氏名及び名称の数字化

氏名又は名称を数字化する場合には、氏及び名の読み方に従って、それぞれ最初の4字を次の表によって数字化し、その数字（4字に満たない部分については、0）を「氏」及び「名」に記載する。団体の名称については、株式会社等の団体の種類を示す部分を除いて数字化し、その最初の8字（8字に満たない部分については、0）を「氏」及び「名」にまたがって記載する。

あ い う え お		1
(ゐ) (ゑ) (を)		
か き く け こ	「が」行の各字を含む。.....	2
さ し す せ そ	「ざ」行の各字を含む。.....	3
た ち つ て と	「だ」行の各字を含む。.....	4
な に ぬ ね の		5
は ひ ふ へ ほ	「ば」行及び「ぱ」行の各字を含む。.....	6
ま み む め も		7
や ゆ よ		8
ら り る れ ろ		9
わ		8
ん		8

(イ) 通常の見方による索引票

(1)のアの(ア)のなお書きの定めにより同一のものについて索引票を数枚作成する場合には、各索引票に相互の関連を明らかにする事項を記載する。

(ウ) 同姓同名の者等についての索引票

同姓同名の者又は同じ名称のものについて作成された索引票には、見やすい箇所に生年月日等の区別に必要な事項を記載する。

イ 少年事件関係

(ア) 変名又は通称による索引票

- a 「氏」、「名」、「氏名」及び「変名通称」以外の箇所の記載を要しない。
- b 「変名通称」には、「本名何某」と記載する。

(イ) 記載事項の変更

記載事項に変更があった場合には、変更後の事項を記載する。

(ウ) 「結果」

適用条文により記載することも差し支えない。結果が審判不開始又は不処分決定である場合には、その決定の理由をも次の表に示す符号により記載する。

結 果	符 号
保 護 的 措 置	①
別 件 保 護 中	②
事 案 軽 微	③
非 行 な し	④
所 在 不 明 等	⑤
そ の 他	⑥

(エ) 「備考」

短期間、特別短期間、交通短期保護観察等の処遇勧告がされた場合には、その旨を記載する。

(オ) 「少年調査記録移動」

少年調査記録を他の裁判所若しくは少年院等の執行機関に送付し、若しくはその返還を受けた場合又は少年調査記録が少年院等の執行機関相互間において移動した旨の通知を受けた場合に、所定の事項を記載する。

(カ) 「保存」

- a 保存のため少年調査記録が記録係に引き継がれた場合に記載する。
- b 保存期間に変更が生じた場合には、次の欄に変更後の保存期間に関する事項を記載する。

9 索引簿（別紙様式第56）

(1) 使用方法

- ア 索引簿は、数司法年度ごとに作成し、事件係に備え置く。
- イ 索引簿には、五十音順に見出しを付け、当事者及び被告人に関する事項を登載する。
なお、読みにくい氏名又は名称のものについては、通常の読み方によるものをも登載する。

(2) 記載要領

- (1)のイのなお書きの定めにより同一のものの氏名又は名称を索引簿の数箇所に登載する場合には、「備考」に相互の関連を明らかにする事項を記載する。

1 0 期日簿（別紙様式第 5 7 から別紙様式第 6 1 まで）

- (1) 期日簿は、司法年度ごとに作成し、バインダーにとじて部に備え置く。
- (2) 期日簿には、期日が指定された事件に関する事項を登載する。
- (3) 期日簿は、当該年度を経過した後、バインダーから取り外して製本する。

1 1 担当簿（別紙様式第 6 2 から別紙様式第 6 7 まで）

- (1) 担当簿は、司法年度ごとに作成し、部に備え置く。
- (2) 担当簿には、当該年度中に受け付けた事件のうち当該部に分配された事件に関する事項を登載する。

1 2 送達書類授受簿（別紙様式第 6 8）

- (1) 送達書類授受簿は、司法年度ごとに作成し、部に備え置く。
- (2) 送達書類授受簿には、執行官又は廷吏により送達する書類に関する事項を登載する。

1 3 高等裁判所等への委任

- (1) 司法年度ごとに作成するものとされている事件関係帳簿については、高等裁判所等の定めるところにより、数年度分をとじ合わせ、又は同じ年度の数種の事件関係帳簿をとじ合わせることができる。
- (2) 高等裁判所等は、別表第 5 から別表第 8 までに掲げる帳簿諸票の使用方法について、この通達に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。
- (3) 高等裁判所は、帳簿諸票の記載要領について、管内の裁判所における統一を図るため、この通達に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。

第 3 保存

1 保存のための引継ぎ

- (1) 帳簿諸票（索引票及び索引簿を除く。）

ア 当該部又は係において行うすべての記載（事件簿については、当該審級に係る記載又は第 2 の 1 の(1)のエのなお書きの定めによる移記）を終えた年度の経過後、速やかに記録係に引き継ぐ。ただし、当該年度に登載事項がなかった場合は、この限りでない。

イ 事件関係帳簿を引き継ぐ場合には、当該事件関係帳簿の取扱責任者が最後に記載した欄の次の欄に、記載を終えた旨及びその年月日を記載して認印する。

ウ 事件関係諸票を引き継ぐ場合には、当該年度に記載を終えたものを一括する。

- (2) 索引票

作成した日の属する年度の末日から起算して 2 0 年を経過した時又は少年が 2 6 歳を超えた時に、速やかに記録係に引き継ぐ。

- (3) 索引簿

登載を終えた年度の末日から起算して 2 0 年を経過した時に、速やかに記録係に引き継

ぐ。

2 保存の方法

- (1) 記録係は、引継ぎを受けた帳簿諸票を点検し、その表紙に保存の始期及び終期を表示した上、帳簿諸票備付経過簿の「引継ぎ」及び「保存満了年度」を記載する。
- (2) 特別保存に付する帳簿諸票については、その表紙に「特別保存」と朱書する。
- (3) (1)及び(2)に定める手続を終えた帳簿諸票は、倉庫又は保管庫に種類ごと、年度ごと等の一定の区分を設けて保存する。

第4 廃棄

1 廃棄の時期

帳簿諸票の廃棄は、毎年、前年度中に保存期間が満了したものについて、首席書記官（知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつてはその所在地を管轄する地方裁判所の首席書記官）の指示を受けて行う。

2 廃棄の方法

- (1) 帳簿諸票の廃棄は、訟廷管理官（訟廷管理官の置かれていない裁判所にあつては訟廷事務をつかさどる主任書記官、主任書記官の置かれていない裁判所にあつては上席の裁判所書記官）が立ち会った上、焼却又は細断の方法により行う。
- (2) (1)により細断をしたものは、物品管理官又は分任物品管理官に引き継ぐ。

第5 内閣総理大臣への移管

1 移管対象帳簿諸票

事務総長通達記第4の1に定める帳簿諸票（以下「移管対象帳簿諸票」という。）は、裁判所法（昭和22年法律第59号）の施行の日（昭和22年5月3日）前に備え付けられた帳簿諸票であつて、保存期間が満了したものとする。

2 送付の留保

- (1) 展示資料等として現に使用しているため最高裁判所が送付を留保するものと指定した移管対象帳簿諸票は、その指定が解除されるまで独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）に送付しない。
- (2) (1)の指定がされた移管対象帳簿諸票については、その表紙及び帳簿諸票保存簿の当該移管対象帳簿諸票の「備考」の箇所に「送付留保保存」と朱書する。

3 送付に関する帳簿等の記載

移管対象帳簿諸票を国立公文書館に送付したときは、帳簿諸票保存簿の当該移管対象帳簿諸票の「廃棄の日」の箇所に送付の年月日を記載するとともに、「備考」の箇所に国立公文書館に送付した旨を記載する。

4 送付に関する事務の取扱い

この通達に定めるもののほか、移管対象帳簿諸票の国立公文書館への送付に関する事務の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 記

1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和54年10月20日付け最高裁総三第37号総務局長通達「帳諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて」は、平成4年9月30日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施前に保存期間が永久であつた帳簿諸票で、平成5年12月31日までに保存期間が満了したものの廃棄は、平成6年1月1日以降に行う。
- (2) 平成4年12月31日までは、従前の様式による帳簿諸票の用紙を使用するものとし、平成5年1月1日以降においても、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平6. 8. 8総三第30号）

この通達は、平成6年9月1日から実施する。

付 記（平9. 8. 20総三第96号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平12. 1. 18総三第3号）

この通達は、平成12年4月1日から実施する。

付 記（平12. 2. 4総三第16号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から実施する。ただし、特定調停に関する部分については、平成12年2月17日から実施する。

2 経過措置

和議事件については、なお従前の例による。

付 記（平12. 3. 17総三第42号）

1 実施

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平12.8.14総三第84号）

この通達は、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の施行の日（平成12年8月15日）から実施する。

付 記（平12.10.20総三第127号）

1 実施

この通達は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）の施行の日（平成12年11月1日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平13.2.28総三第16号）

1 実施

この通達は、平成13年4月1日から実施する。ただし、この通達の記3及び記5の定めのうち、小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平13.7.27総三第100号）

この通達は、平成13年10月13日から実施する。

付 記（平14.3.20総三第49号）

この通達は、平成14年4月1日から実施する。

付 記（平16.2.27総三第50号）

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。ただし、この通達の記3及び記11の定めのうち、仲裁関係事件に係る部分については平成16年3月1日から実施する。

2 経過措置

(1) 人事訴訟法（平成１５年法律第１０９号）の施行の際現に係属している人事訴訟事件の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものについては、なお従前の例による。

(2) この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平１６．１１．２６総三第000018号）

1 実施

この通達は、平成１７年１月１日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、破産事件を除き、これを使用して差し支えない。

付 記（平１７．３．２９総三第000082号）

1 実施

この通達は、平成１７年４月１日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平１７．７．１２総三第000218号）

1 実施

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成１５年法律第１１０号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平１７．１１．２９総三第000729号）

1 実施

この通達は、労働審判法（平成１６年法律第４５号）の施行の日（平成１８年４月１日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平１７．１２．７総三第000818号）

この通達は、平成１８年１月１日から実施する。

付 記（平 1 8． 1． 4 総三第000001号）

1 実施

この通達は、労働審判法（平成 1 6 年法律第 4 5 号）の施行の日（平成 1 8 年 4 月 1 日）から実施する。

2 通達の廃止

平成 1 7 年 1 1 月 2 9 日付け最高裁総三第000729号総務局長通達「「帳簿諸票の備付け及び保存に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」は、平成 1 8 年 1 月 3 日限り、廃止する。

3 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 8． 4． 2 6 総三第000609号）

1 実施

この通達は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 0 号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 8． 9． 1 総三第001102号）

1 実施

この通達は、平成 1 8 年 1 0 月 2 日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 1 9． 5． 8 総三第000536号）

1 実施

この通達は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 5 8 号）の施行の日から実施する。ただし、この通達の記 2 の定めは、平成 1 9 年 5 月 8 日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 2 0． 3． 4 総三第000250号）

1 実施

この通達は、平成20年4月1日から実施する。ただし、この通達の記1から記3までの定めのうち、更生保護法（平成19年法律第88号）に係る部分については、同法の施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平20. 10. 22総三第000993号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付 記（平20. 11. 14総三第001238号）

1 実施

この通達は、少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の日（同年12月15日）から実施する。

2 経過措置

(1) 次に掲げる事件については、なお従前の例による。

ア 改正法の施行の日前に改正法による改正前の少年法（昭和23年法律第168号）第37条1項の規定により公訴の提起があった成人の刑事事件

イ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第26条第4項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件

ウ ア及びイの事件に係る刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号）第13条に基づく没収の裁判の取消事件

(2) この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平21. 4. 24総三第000496号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号）附則第1条第2号に定める日（平成21年5月21日）から実施する。

付 記（平24. 12. 21総三第000354号）

1 実施

この通達は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）及び家事事件手続法（平成23年法律第52号）の施行の日（平成25年1月1日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使

用して差し支えない。

付 記（平 2 5． 6． 2 8 総三第 1 2 2 号）

この通達は、平成 2 5 年 6 月 2 8 日から実施する。

付 記（平 2 5． 1 1． 2 0 総三第 2 1 8 号）

1 実施

この通達中、記 1 の定めは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 7 2 号）の施行の日（平成 2 6 年 1 月 3 日）から、記 2 の定めは犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 3 号）の施行の日（平成 2 5 年 1 2 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 2 6． 2． 1 2 総三第 3 0 号）

1 実施

この通達は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 8 号）の施行の日（平成 2 6 年 4 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の様式による帳簿諸票の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（平 2 8． 5． 2 7 総三第 1 1 2 号）

1 実施

この通達中、記 1 の定めは平成 2 8 年 6 月 1 日から、記 2 の定めは平成 2 8 年 5 月 2 7 日から実施する。

2 経過規定

平成 2 8 年 5 月 3 1 日以前に保護観察に付する旨の判決の言渡しがあった事件については、なお従前の例による。この場合において、改正前の通達中「執行猶予者保護観察事件調査票」とあるのは、「保護観察付全部猶予者調査票」と読み替えるものとする。

付 記（平 2 8． 7． 2 9 総三第 1 4 9 号）

この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 2 5 年法律第 9 6 号）の施行の日（平成 2 8 年 1 0 月 1 日）から実施する。

付 記（平 3 0． 3． 1 5 総三第 6 0 号）

この通達は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 号）

附則第1条第4号に掲げる規定、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）
附則第1条第5号に掲げる規定及び関税定率法等の一部を改正する法律（平成29年法律第13号）
附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から実施する。

付 記（平30. 5. 11 総三第93号）

この通達、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成30年6月1日）から実施する。

付 記（令2. 3. 6 総三第297号）

1 実施

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の別紙様式15による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令2. 9. 2 総三第119号）

この通達は、令和2年10月1日から実施する。

付 記（令3. 3. 29 総一第381号）

- 1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。
- 2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令3. 6. 16 総三第124号）

1 実施

この通達は、令和3年7月1日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の別紙様式第49による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令4. 6. 1 総三第90号）

1 実施

この通達は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第27号）の施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、従前の別紙様式第12による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

付 記（令5. 1. 18 総三第322号）

この通達は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和５年２月２０日）から実施する。

付 記（令５．１０．２３総三第３０３号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第２８号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日から実施する。

付 記（令５．１２．１５総三第３６８号）

この通達は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和５年法律第２８号）附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日（令和６年２月１５日）から実施する。

付 記（令６．２．２０総三第３２号）

１ 実施

この通達は、令和６年４月１日から実施する。

２ 経過措置

この通達の実施の際、従前の別紙様式第１２による帳簿の用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

別表第 1（簡易裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	登 載 す る 事 件	登載する 事件の記 録符号	使用す る様式 の番号
民 事 事 件			
和解事件簿	和解事件	イ	1
督促事件簿	督促事件	ロ	2
民事通常訴訟事件簿	通常訴訟事件	ハ	3
手形訴訟事件及び小切手 訴訟事件簿	手形訴訟事件及び小切手 訴訟事件	手ハ	
少額訴訟事件簿	少額訴訟事件	少コ	
少額訴訟判決に対する異 議申立て事件簿	少額訴訟判決に対する異 議申立て事件	少エ	
民事再審事件簿	再審事件	ニ	4
民事控訴提起事件簿	控訴提起事件	ハレ	5
少額異議判決に対する特 別上告提起事件簿	少額異議判決に対する特 別上告提起事件	少テ	
民事飛躍上告提起事件簿	飛躍上告提起事件	ハツ	
民事抗告提起事件簿	抗告提起事件	ハソ	
公示催告事件簿	公示催告事件	ヘ	9
保全命令事件簿	保全命令事件	ト	1 0
民事一般調停事件簿	民事一般調停事件	ノ	1 1
宅地建物調停事件簿	宅地建物調停事件	ユ	
農事調停事件簿	農事調停事件	セ	
商事調停事件簿	商事調停事件	メ	

鉾害調停事件簿	鉾害調停事件	ス	
交通調停事件簿	交通調停事件	交	
公害等調停事件簿	公害等調停事件	公	
特定調停事件簿	特定調停事件	特ノ	
借地非訟事件簿	借地非訟事件	借	1 2
民事雑事件簿	民事雑事件 (このうち、支払督促に 対する仮執行宣言の申立 て事件)	サ	(1 3)
少額訴訟債権執行事件簿	少額訴訟債権執行事件	少ル	1 5
過料事件簿	過料事件	ア	2 1
民事共助事件簿	共助事件	キ	2 2
行 政 事 件			
行政共助事件簿	共助事件	行ア	2 2
行政雑事件簿 (令状請求 事件簿)	出入国管理及び難民認定 法 3 1 条等による臨検等 の許可状の請求事件及び 警察官職務執行法 3 条に よる保護許可状の請求事 件	行イ	3 6
刑 事 事 件			
略式事件簿	略式事件 (このうち、道路交通法 第 8 章の罪に当たる事件 及び自動車の保管場所の 確保等に関する法律違反	い	2 3 (2 4)

	事件)		
刑事公判請求事件簿	公判請求事件	ろ	2 5
証人尋問請求事件簿	証人尋問請求事件	は	2 9
証拠保全請求事件簿	証拠保全請求事件	に	
刑事再審請求事件簿	再審請求事件	ほ	3 0
刑事共助事件簿	共助事件	へ	2 2
刑事補償請求事件簿	刑事補償請求事件	と	3 1
訴訟費用免除申立て事件簿	訴訟費用免除申立て事件	ち	3 3
交通事件即決裁判手続請求事件簿	交通事件即決裁判手続請求事件	り	2 4
費用補償請求事件簿	費用補償請求事件	ぬ	3 5
訴訟費用負担請求事件簿	訴訟費用負担請求事件	こ	
刑事雑事件簿	雑事件	る	
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）	雑事件のうち、訴訟法上の令状の請求事件、起訴前の勾留延長の請求事件、起訴前の勾留再延長の請求事件、裁判の執行に関する令状の請求事件、少年法による観護状の請求事件、更生保護法等による引致状の請求事件及び国税通則法等による令状の請求事件		3 6
刑事雑事件簿（刑事和解	雑事件のうち、刑事和解		1

事件簿)	の申立て事件		
刑事雑事件簿（刑事和解 雑事件簿）	雑事件のうち、刑事和解 に関する申立てで民事雑 事件に該当する申立ての 事件		1 2
保護観察整理簿			5 1
勾留票			5 2
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づ く没収の裁判の取消事件			
没収取消請求事件簿	第一審事件	収い	3 0
医療観察事件			
医療観察共助事件簿	共助事件	医い	2 2
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件			
法廷等秩序維持違反事件 簿	第一審事件	秩い	4 6
そ の 他			
上訴申立書等記録簿			4 8
事件関係送付簿			4 9
帳簿諸票備付経過簿			5 0

(注) 「登載する事件」の括弧内に掲げられた事件については、「使用する
様式の番号」の括弧内に掲げられた番号の様式を用いることができる。

別表第 2（地方裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	登 載 す る 事 件	登載する 事件の記 録符号	使用す る様式 の番号
民 事 事 件			
民事通常訴訟事件簿	通常訴訟事件	ワ	3
手形訴訟事件及び小切手 訴訟事件簿	手形訴訟事件及び小切手 訴訟事件	手ワ	
人身保護事件簿	人身保護事件	人	
民事再審事件簿	再審事件	カ	4
民事控訴提起事件簿	控訴提起事件	ワネ	5
民事飛躍上告提起事件簿	飛躍上告提起事件	ワオ	
民事上告提起事件簿	上告提起事件	レツ	
民事抗告提起事件簿	抗告提起事件	ソラ	
民事飛躍上告受理申立て 事件簿	飛躍上告受理申立て事件	ワ受	
民事控訴事件簿	控訴事件	レ	6
民事抗告事件簿	抗告事件	ソ	7
公示催告事件簿	公示催告事件	ヘ	9
保全命令事件簿	保全命令事件	ヨ	1 0
民事一般調停事件簿	民事一般調停事件	ノ	1 1
宅地建物調停事件簿	宅地建物調停事件	ユ	
農事調停事件簿	農事調停事件	セ	
商事調停事件簿	商事調停事件	メ	
鉅害調停事件簿	鉅害調停事件	ス	

交通調停事件簿	交通調停事件	交	1 2 (1 7)
公害等調停事件簿	公害等調停事件	公	
特定調停事件簿	特定調停事件	特ノ	
民事非訟事件簿	民事非訟事件	チ	
商事非訟事件簿	商事非訟事件 (このうち、特別清算事件)	ヒ	
借地非訟事件簿	借地非訟事件	借チ	
罹災都市借地借家臨時処 理事件及び接收不動産に 関する借地借家臨時処 理事件簿	罹災都市借地借家臨時処 理事件及び接收不動産に 関する借地借家臨時処 理事件	シ	
発信者情報開示命令事件 簿	発信者情報開示命令事件	発チ	
配偶者暴力等に関する保 護命令事件簿	配偶者暴力等に関する保 護命令事件	配チ	
仲裁関係事件簿	仲裁関係事件	仲	
特定和解の執行決定事件 簿	特定和解の執行決定事件	和チ	
民事雑事件簿	民事雑事件	モ	
人身保護雑事件簿	人身保護雑事件	人モ	
執行雑事件簿	執行雑事件	ヲ	
労働審判事件簿	労働審判事件	労	1 4
事情届に基づいて執行裁 判所が実施する配当等手 続事件簿	事情届に基づいて執行裁 判所が実施する配当等手 続事件	リ	1 5

不動産、船舶、航空機、 自動車、建設機械及び小 型船舶に対する強制執行 事件簿	不動産、船舶、航空機、 自動車、建設機械及び小 型船舶に対する強制執行 事件	ヌ	
債権及びその他の財産権 に対する強制執行事件簿	債権及びその他の財産権 に対する強制執行事件	ル	
不動産、船舶、航空機、 自動車、建設機械及び小 型船舶を目的とする担保 権の実行としての競売等 事件簿	不動産、船舶、航空機、 自動車、建設機械及び小 型船舶を目的とする担保 権の実行としての競売等 事件	ケ	
債権及びその他の財産権 を目的とする担保権の実 行及び行使事件簿	債権及びその他の財産権 を目的とする担保権の実 行及び行使事件	ナ	
財産開示事件簿	財産開示事件	財チ	
第三者からの情報取得事 件簿	第三者からの情報取得事 件	情チ	
破産事件簿	破産事件	フ	1 6
企業担保権実行事件簿	企業担保権実行事件	企	1 7
再生事件簿	再生事件	再	
小規模個人再生事件簿	小規模個人再生事件	再イ	
給与所得者等再生事件簿	給与所得者等再生事件	再ロ	
会社更生事件簿	会社更生事件	ミ	
承認援助事件簿	承認援助事件	承	
船舶所有者等責任制限事 件簿	船舶所有者等責任制限事 件	船	1 8

油濁等損害賠償責任制限 事件簿	油濁等損害賠償責任制限 事件	油	
簡易確定事件簿	簡易確定事件	集	1 9
簡易確定決定に対する異 議申立て提起事件簿	簡易確定決定に対する異 議申立て提起事件	集ワ	2 0
過料事件簿	過料事件	ホ	2 1
民事共助事件簿	共助事件	エ	2 2
行 政 事 件			
行政訴訟事件簿	行政訴訟事件	行ウ	3
行政再審事件簿	再審事件	行オ	4
行政控訴提起事件簿	控訴提起事件	行ヌ	5
行政飛躍上告提起事件及 び行政上告提起事件簿	飛躍上告提起事件及び上 告提起事件	行エ	
行政抗告提起事件簿	抗告提起事件	行カ	
行政飛躍上告受理申立て 事件簿	飛躍上告受理申立て事件	行ネ	
行政雑事件簿	雑事件	行ク	1 2
行政共助事件簿	共助事件	行キ	2 2
行政雑事件簿（令状請求 事件簿）	雑事件のうち、出入国管 理及び難民認定法 3 1 条 等による臨検等の許可状 の請求事件	行ク	3 6
刑 事 事 件			
刑事公判請求事件簿	公判請求事件	わ	2 5
証人尋問請求事件簿	証人尋問請求事件	か	2 9
証拠保全請求事件簿	証拠保全請求事件	よ	

刑事再審請求事件簿	再審請求事件	た	3 0
刑事共助事件簿	共助事件	れ	2 2
刑事補償請求事件簿	刑事補償請求事件	そ	3 1
起訴強制事件簿	起訴強制事件	つ	3 2
訴訟費用免除申立て事件簿	訴訟費用免除申立て事件	ね	3 3
費用補償請求事件簿	費用補償請求事件	な	3 5
訴訟費用負担請求事件簿	訴訟費用負担請求事件	え	
刑事損害賠償命令事件簿	刑事損害賠償命令事件	損	3 4
刑事雑事件簿	雑事件	む	3 5
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）	雑事件のうち、訴訟法上の令状の請求事件、起訴前の勾留延長の請求事件、起訴前の勾留再延長の請求事件、裁判の執行に関する令状の請求事件、傍受令状の請求事件、傍受ができる期間の延長の請求事件、少年法による観護状の請求事件、更生保護法等による引致状の請求事件及び国税犯則取締法等による令状の請求事件		3 6
刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）	雑事件のうち、刑事和解の申立て事件		1

刑事雑事件簿（刑事和解等雑事件簿）	雑事件のうち、刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当する申立ての事件及び刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当する申立ての事件		1 2
保護観察整理簿			5 1
勾留票			5 2
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件			
没収取消請求事件簿	第一審事件	収ろ	3 0
医療観察事件			
医療観察処遇事件簿	処遇事件	医ろ	4 5
医療観察共助事件簿	共助事件	医は	2 2
医療観察雑事件簿	雑事件	医に	3 5
医療観察雑事件簿（令状請求事件簿）	雑事件のうち、連戻状の請求事件		3 6
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件			
法廷等秩序維持違反事件簿	第一審事件	秩ろ	4 6
そ の 他			
上訴申立書等記録簿			4 8
事件関係送付簿			4 9
帳簿諸票備付経過簿			5 0

（注） 「登載する事件」の括弧内に掲げられた事件については、「使用する

様式の番号」の括弧内に掲げられた番号の様式を用いることができる。

別表第3（家庭裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳簿諸票の名称	登載する事件	登載する 事件の記 録符号	使用する 様式 の番号
家事事件等			
家事審判事件簿	家事審判事件	家	37
家事調停事件簿	家事調停事件	家イ	38
人事訴訟事件簿	人事訴訟事件	家ホ	3
民事通常訴訟事件簿	通常訴訟事件	家へ	
子の返還申立事件簿	子の返還申立事件	家ヌ	37
家事抗告提起事件簿	家事抗告提起事件	家ニ	5
民事控訴提起等事件簿	民事控訴提起等事件	家ト	
民事等再審事件簿	再審事件	家チ	4
保全命令事件簿	保全命令事件	家リ	10
家事共助事件簿	家事共助事件	家ハ	39
家事共助事件簿 （訴訟事件等に関する事 件簿）	家事共助事件のうち、人 事訴訟事件、通常訴訟事 件又は保全命令事件に関 連する共助事件		22
家事共助事件簿 （子の返還に関する事件 等に関する事件簿）	家事共助事件のうち、子 の返還申立事件に関連す る共助事件		39
家事雑事件簿	家事雑事件	家ロ	40
家事雑事件簿 （審判前の保全処分に関	家事雑事件のうち、審判 前の保全処分を取り消す		

する事件簿)	審判における原状回復の申立て，財産の管理者の権限外行為の許可の申立て，財産の管理者に対する報酬付与の申立て，審判前の保全処分等の執行の停止又は執行処分の取消しの申立て，審判前の保全処分の取消しの申立て及び審判前の保全処分の申立ての事件	
家事雑事件簿 (訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿)	家事雑事件のうち，人訴法 7 条若しくは 8 条に基づく移送の申立て，人訴法 1 0 条に基づく参与員に対する除斥若しくは忌避の申立て，人訴法 1 3 条に基づく制限行為能力者の訴訟代理人選任の申立て，人訴法 3 4 条の 2 に基づく家庭裁判所調査官に対する除斥の申立て，人訴法 3 8 条に基づく履行勧告の申出，人訴法 3 9 条に基づく履行命令の申立て又は人事訴訟事件，	1 2

	通常訴訟事件若しくは保全命令事件に関連する申立てで民事雑事件に該当する申立ての事件		
家事雑事件簿 (訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿)	人事訴訟事件，通常訴訟事件又は保全命令事件に関連する申立てで執行雑事件に該当する申立ての事件		
家事雑事件簿 (令状請求事件簿)	家事雑事件のうち，児童虐待防止法による臨検等の許可状の請求事件		3 6
家事雑事件簿 (子の返還に関する事件等に関する事件簿)	家事雑事件のうち，子の返還申立事件に関連する雑事件		4 0
少 年 事 件			
少年保護事件簿	少年保護事件 (このうち，道路交通法第8章の罪に当たる事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件)	少	4 1 (4 2)
準少年保護事件簿	準少年保護事件	少ハ	4 3
少年審判等共助事件簿	少年審判等共助事件	少ニ	4 4
少年審判雑事件簿 (令状請求事件簿)	少年審判雑事件のうち，観護措置の請求事件，観	少ロ	3 6

	護状の請求事件，刑事訴訟法上の令状の請求事件，起訴前の勾留延長の請求事件，起訴前の勾留再延長の請求事件，連戻状の請求事件及び更生保護法等による引致状の請求事件		
少年審判雑事件簿	少年審判雑事件		3 5
観護措置簿			5 3
索引票			5 4
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件			
法廷等秩序維持違反事件簿	第一審事件	秩は	4 6
そ の 他			
上訴申立書等記録簿			4 8
事件関係送付簿			4 9
帳簿諸票備付経過簿			5 0

(注) 「登載する事件」の括弧内に掲げられた事件については，「使用する様式の番号」の括弧内に掲げられた番号の様式を用いることができる。

別表第4（高等裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳簿諸票の名称	登載する事件	登載する 事件の記 録符号	使用する 様式 の番号
民 事 事 件			
民事通常訴訟事件簿	通常訴訟事件	ワ	3
人身保護事件簿	人身保護事件	人ナ	
民事再審事件簿	再審事件	ム	4
民事上告提起事件簿	上告提起事件	ネオ	5
民事特別上告提起事件簿	特別上告提起事件	ツテ	
民事特別抗告提起事件簿	特別抗告提起事件	ラク	
民事上告受理申立て事件簿	上告受理申立て事件	ネ受	
民事許可抗告申立て事件簿	許可抗告申立て事件	ラ許	
民事控訴事件簿	控訴事件	ネ	6
民事抗告事件簿	抗告事件	ラ	7
民事上告事件簿	上告事件	ツ	8
民事一般調停事件簿	民事一般調停事件	ノ	11
宅地建物調停事件簿	宅地建物調停事件	ユ	
農事調停事件簿	農事調停事件	セ	
商事調停事件簿	商事調停事件	メ	
鉾害調停事件簿	鉾害調停事件	ス	
交通調停事件簿	交通調停事件	交	
公害等調停事件簿	公害等調停事件	公	

民事雑事件簿	民事雑事件	ウ	1 2
人身保護雑事件簿	人身保護雑事件	人ウ	
行 政 事 件			
行政訴訟事件簿	行政訴訟事件	行ケ	3
行政再審事件簿	再審事件	行ソ	4
行政上告提起事件簿	上告提起事件	行サ	5
行政特別上告提起事件簿	特別上告提起事件	行シ	
行政特別抗告提起事件簿	特別抗告提起事件	行セ	
行政上告受理申立て事件簿	上告受理申立て事件	行ノ	
行政許可抗告申立て事件簿	許可抗告申立て事件	行ハ	
行政控訴事件簿	控訴事件	行コ	6
行政抗告事件簿	抗告事件	行ス	7
行政雑事件簿	雑事件	行タ	1 2
家 事 事 件			
家事審判事件簿	家事審判事件	家	3 7
家事調停事件簿	家事調停事件	家イ	3 8
刑 事 事 件			
刑事公判請求事件簿	公判請求事件	の	2 5
刑事控訴事件簿	控訴事件	う	2 6
刑事抗告事件簿	抗告事件	く	2 7
決定に対する異議申立て事件簿	決定に対する異議申立て事件	け	
少年保護抗告受理申立て事件簿	抗告受理申立て事件	ら	2 8

刑事再審請求事件簿	再審請求事件	お	3 0
刑事補償請求事件簿	刑事補償請求事件	ま	3 1
訴訟費用免除申立て事件簿	訴訟費用免除申立て事件	ふ	3 3
費用補償請求事件簿	費用補償請求事件	や	3 5
刑事雑事件簿	雑事件	て	
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）	雑事件のうち、訴訟法上の令状の請求事件、起訴前の勾留延長の請求事件、起訴前の勾留再延長の請求事件、裁判の執行に関する令状の請求事件、少年法による観護状の請求事件及び拘禁許可状等の請求事件		3 6
刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）	雑事件のうち、刑事和解の申立て事件		1
刑事雑事件簿（刑事和解雑事件簿）	雑事件のうち、刑事和解に関する申立てで民事雑事件に該当する申立ての事件		1 2
保護観察整理簿			5 1
勾留票			5 2
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件			
没収取消請求事件簿	第一審事件	収に	3 0

	没収取消控訴事件簿	控訴事件	収ほ	2 6
医療観察事件				
	医療観察抗告事件簿	抗告事件	医ほ	2 7
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件				
	法廷等秩序維持違反事件簿	第一審事件	秩に	4 6
	法廷等秩序維持違反抗告事件簿	抗告事件	秩ほ	2 7
	法廷等秩序維持違反異議申立事件簿	異議申立事件	秩へ	
裁判官分限事件				
	裁判官分限事件簿	第一審事件	分	4 7
そ の 他				
	上訴申立書等記録簿			4 8
	事件関係送付簿			4 9
	帳簿諸票備付経過簿			5 0

(注) 民事通常訴訟事件簿の備付けは、東京高等裁判所に限る。

別表第 5（簡易裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称		使用す る様式 の番号
民事事件及び行政事件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		5 7
		5 9
担当簿		6 2
刑 事 事 件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		6 0
担当簿		6 4
そ の 他		
送達書類授受簿		6 8

別表第 6（地方裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称		使用す る様式 の番号
民事事件及び行政事件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		5 7
		5 8
		5 9
担当簿		6 2
		6 3
刑 事 事 件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		6 0
担当簿		6 4
そ の 他		
送達書類授受簿		6 8

別表第 7（家庭裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称		使用す る様式 の番号
家 事 事 件 等		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		5 7
		5 9
担当簿		6 2
		6 6
少 年 事 件		
保護観察整理簿		5 1
期日簿		6 1
担当簿		6 7
そ の 他		
送達書類授受簿		6 8

別表第 8（高等裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称		使用す る様式 の番号
民事事件及び行政事件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		5 7
		5 9
担当簿		6 3
刑 事 事 件		
索引票		5 5
索引簿		5 6
期日簿		6 0
担当簿		6 5
そ の 他		
送達書類授受簿		6 8

様式目録

様式の 番 号	様 式 の 名 称
1	和解等事件簿
2	督促事件簿
3	民事・行政第一審事件簿
4	民事・行政再審事件簿
5	民事・行政・家事上訴提起等事件簿
6	民事・行政控訴事件簿
7	民事・行政抗告事件簿
8	民事上告事件簿
9	公示催告事件簿
1 0	保全命令事件簿
1 1	調停事件簿
1 2	非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿
1 3	民事雑事件簿（仮執行宣言申立事件）
1 4	労働審判事件簿
1 5	強制執行等事件簿
1 6	破産事件簿
1 7	再生等事件簿
1 8	責任制限事件簿
1 9	簡易確定事件簿
2 0	簡易確定決定に対する異議申立て提起事件簿
2 1	過料事件簿

2 2	共助事件簿
2 3	略式事件簿（甲）
2 4	交通即決事件簿・略式事件簿（乙）
2 5	刑事公判請求事件簿
2 6	刑事控訴事件簿
2 7	刑事抗告等事件簿
2 8	少年保護抗告受理申立て事件簿
2 9	証人尋問・証拠保全請求事件簿
3 0	刑事再審請求事件簿
3 1	刑事補償請求事件簿
3 2	起訴強制事件簿
3 3	訴訟費用免除申立て事件簿
3 4	刑事損害賠償命令事件簿
3 5	刑事等雑事件簿
3 6	令状請求事件簿
3 7	家事審判事件簿
3 8	家事調停事件簿
3 9	家事共助事件簿
4 0	家事雑事件簿
4 1	少年保護事件簿（甲）
4 2	少年保護事件簿（乙）
4 3	準少年保護事件簿
4 4	少年審判等共助事件簿
4 5	医療観察処遇事件簿
4 6	法廷等秩序維持違反事件簿

4 7	裁判官分限事件簿
4 8	上訴申立書等記錄簿
4 9	事件關係送付簿
5 0	帳簿諸票備付經過簿
5 1	保護觀察整理簿
5 2	勾留票
5 3	觀護措置簿
5 4	索引票（少）
5 5	索引票（民・刑・家）
5 6	索引簿（民・刑・家）
5 7	期日簿（民）
5 8	期日簿（競売）
5 9	期日簿（民調・労・家）
6 0	期日簿（刑）
6 1	期日簿（少）
6 2	担当簿（民一）
6 3	担当簿（民二）
6 4	担当簿（刑一）
6 5	担当簿（刑二）
6 6	担当簿（家）
6 7	担当簿（少）
6 8	送達書類授受簿
6 9	民事・行政・家事事件簿予備欄

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	・	移	・	移	・	移
申 立 人							
相 手 方							
事 件 名							
終 局		・		・		・	
結 果		成 立 不成立 取下げ 記 載 記載せず		成 立 不成立 取下げ 記 載 記載せず		成 立 不成立 取下げ 記 載 記載せず	
記 録 送 付		・		・		・	
保 存	完 結		・		・		・
	終 期		・		・		・
	記 録 廃 棄		・		・		・
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

和解等事件簿

(イ・る・む・て)

令和 年(口)

事 件 番 号							
受 付		.		.		.	
債 権 者							
債 務 者							
事 件 名		貸金 立替金 求償金		貸金 立替金 求償金		貸金 立替金 求償金	
請求の目的の価額		円		円		円	
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
終 局		. .		. .		. .	
結 果		発付 却下 取下げ		発付 却下 取下げ		発付 却下 取下げ	
仮 執 行 宣 言		. .		. .		. .	
異 議 申 立 て		. . 当庁 (手ハ)		. . 当庁 (手ハ)		. . 当庁 (手ハ)	
記 録 送 付		. .		. .		. .	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

督促事件簿

(口)

令和 年 ()

民事・行政第一審事件簿

事 件 番 号							
受 付		受付 区分	・		移	・	移
原 告							
被 告							
事 件 名							
訴 訟 の 目 的 の 価 額			円		円		
ち ょ う 用 印 紙			円		円		
関 連 事 件			当庁 ()	基 反 異	当庁 ()	基 反 異	
終 局			・		・		
結 果							
控訴提起・異議申立て			控異	原被 ・	控異	原被 ・	
控訴提起	事 件 番 号		()		()		
	終 局 結 果		・		・		
			事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		
記 録 送 付			冊 　・		冊 　・		
控訴審	終 局 結 果		・		・		
	上告提起・ 受理申立て	終 局 結 果	提 　・		提 　・		
			受 　・		受 　・		
	上告審	終 局 結 果	上告 　・		上告 　・		
受理 　・			受理 　・				
上 訴 審 か ら 記 録 返 還			冊 　・		冊 　・		
保 存	完 結			・		・	
	終 期			・		・	
	記 録 廃 棄			・		・	
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印			(円)		(円)	

1 移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。
2 「関連事件」の「基」は反訴に対する本訴等,「反」は反訴,「異」は支払督促に対する督促異議,少額訴訟判決,手形判決若しくは小切手判決に対する異議,労働審判に対する異議等,刑事損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議等又は簡易確定決定に対する異議を示す。なお,簡易確定決定に対する異議の場合には,簡易確定事件の事件番号を記載する。
3 少額訴訟事件,手形訴訟事件及び小切手訴訟事件が通常の手続により終局した場合には,「結果」に通常手続に移行した旨をも記載する。

(ハ・ワ・手ハ・手ワ・少コ・少エ・人・人ナ・行ウ・行ケ・家ホ・家ヘ)

令和 年 ()

民事・行政再審事件簿

事 件 番 号			
受 付	受付 区分	.	移
再 審 原 告			
再 審 被 告			
事 件 名			
再 審 の 対 象 と さ れ た 事 件		()	
開 始 決 定 等		. . 開始決定 棄却決定 却下決定	
即時抗告の提起		再原 再被 . .	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()	
	終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 . .	
抗 告 審	終 局 結 果	. .	
	上訴審から記録返還 冊 . .		
保 存	完 結		. .
	終 期		. .
	記 録 廃 棄		. .
備 考			
担 当 部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)

第 一 審	終 局		. .
	結 果		
	控 訴 の 提 起		再原 再被 . .
	控 訴 提 起	事 件 番 号	()
		終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 取下げ
	記 録 送 付		冊 . .
控 訴	再審の対象とされた 事件の第一審にお ける事件番号		()
	終 局		. .
	結 果		
	上 告 の 提 起 等	提 再原 再被 . .	
		受 再原 再被 . .	
	上 告 提 起	事 件 番 号	()
		終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ
	上 申 告 立 受 理 て	事 件 番 号	()
		終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ
		記 録 送 付	
上 告	再審の対象とされた 事件の第一審にお ける事件番号		()
	再審の対象とされた 事件の控訴審にお ける事件番号		()
	終 局		. .
	結 果		
	記 録 送 付		冊 . .

(二・カ・ム・行オ・行ソ・家チ)

移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。

令和 年 ()

民事・行政・家事上訴提起等事件簿

受 付 事件番号	上訴の対象となった事件	終 局 結 果	備 考 (訴訟の目的の価額等)	担 当 部
	上 訴 申 立 人 の 資 格 ち ょ う 用 印 紙			(添付郵便切手) 受 領 印
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)
.	()	. .	(円)	
	原 控 抗 申 被 相 参 利 円			(円)

(ハレ・ワネ・少テ・ハツ・ワオ・レツ・ネオ・ツテ・ハソ・ソラ・ラク・ワ受・ネ受・ラ許・行ヌ・行エ・行サ・行シ・行カ・行セ・行ネ・行ノ・行ハ・家ニ・家ト)

1 「上訴申立人の資格」の「原」は原告,「控」は控訴人,「抗」は抗告人,「申」は申立人,「被」は被告,被控訴人又は被申立人,「相」は相手方,「参」は参加人,「利」は利害関係人を示す。
2 上訴提起の手数料が定額でなく, 訴訟の目的の価額等により算定される場合には,「備考」の「(訴訟の目的の価額等)」に記載する。

民事・行政
控訴事件簿

事 件 番 号								
受 付		受付区分	冊		移	冊		移
控 訴 人								
被 控 訴 人								
事 件 名								
訴 訟 の 目 的 の 価 額			円			円		
関 連 事 件			当庁 ()		基 反 附	当庁 ()		基 反 附
第 一 審	裁 判 所		地 支 簡			地 支 簡		
	事 件 番 号		()			()		
	終 局 果		・ ・			・ ・		
	控 訴 の 提 起		・ ・ ()			・ ・ ()		
終 局			・ ・			・ ・		
結 果								
上 告 の 提 起 等			提	控 被	・ ・	提	控 被	・ ・
			受	控 被	・ ・	受	控 被	・ ・
上 告 提 起	事 件 番 号		()			()		
	終 局 果		・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ			・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		
上 申 告 立 受 理 て	事 件 番 号		()			()		
	終 局 果		・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ			・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		
記 録 送 付			冊 ・ ・			冊 ・ ・		
上 告 審	終 局 果		上 告 ・ ・			上 告 ・ ・		
			受 理 ・ ・			受 理 ・ ・		
備 考								
担 当 部		(添 付 郵 便 切 手) 受 領 印		(円)			(円)	

(レ・ネ・行コ)

事 件 番 号					
受 付	受理 区分	冊	・	移	
抗 告 人					
相 手 方 ・ 関 係 人					
事 件 名					
原 審	裁 判 所	地 家 支出簡		地 家 支出簡	
	事 件 番 号	()		()	
	終 局 結 果	・ ・		・ ・	
	抗 告 の 提 起	・ ・ ()		・ ・ ()	
終 局		・ ・		・ ・	
結 果					
抗 告 の 提 起 等		特 再	抗 相 ・ ・	特 再	抗 相 ・ ・
		許	抗 相 ・ ・	許	抗 相 ・ ・
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()	
	終 局 結 果	・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		・ ・ 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ	
許 申 可 立 抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()	
	終 局 結 果	・ ・ 許可決定 不許可決定 却下命令 取下げ		・ ・ 許可決定 不許可決定 却下命令 取下げ	
記 録 送 付		冊 ・ ・		冊 ・ ・	
抗 告 審	終 局 結 果	特 再 ・ ・		特 再 ・ ・	
		許 ・ ・		許 ・ ・	
備 考					
担 当 部	(送付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)

民 事 ・ 行 政 抗 告 事 件 簿

(ソ・ラ・行ス)

事 件 番 号							
受 付		受付 区分	冊 .		移	冊 .	移
上 告 人							
被 上 告 人							
事 件 名							
訴 訟 の 目 的 の 価 額			円		円		
第 一 審	裁 判 所	事 件 番 号	簡	(ハ)	簡	(ハ)	
	終 局 結 果		. .		. .		
	控 訴 の 提 起		. . (ハレ)		. . (ハレ)		
控 訴 審	裁 判 所	事 件 番 号	地	(レ)	地	(レ)	
	終 局 結 果		. .		. .		
	上 告 の 提 起		. . (レツ)		. . (レツ)		
終 局			. .		. .		
結 果							
特 別 上 告 提 起			上 被	. .	上 被	. .	
特 別 上 告 提 起	事 件 番 号		(ツテ)		(ツテ)		
	終 局 結 果		. . 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		. . 事件送付 却下決定 却下命令 取下げ		
記 録 送 付			冊 . .		冊 . .		
特 上 告 別 審	終 局 結 果		. .		. .		
備 考							
担 当 部		(添 付 郵 便 切 手) 受 領 印		(円)		(円)	

民 事 上 告 事 件 簿

(ツ)

(別紙様式第9)

令和 年 (～)

公示催告事件簿

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	.	移	.	移	.	移
申 立 人							
事 件 名							
公示催告の決定		.		.		.	
公 示 催 告 公 告		.		.		.	
終 局		.		.		.	
結 果		除権決定 申立却下 手続終了決定 取下げ		除権決定 申立却下 手続終了決定 取下げ		除権決定 申立却下 手続終了決定 取下げ	
除 権 決 定 公 告		.		.		.	
除権決定 申立て 取消し	受 付	.		.		.	
	事 件 番 号	()		()		()	
	終 局 結 果	.		.		.	
保 存	完 結		.		.		.
	終 期		.		.		.
	記 録 廃 棄		.		.		.
備 考							
担 当 部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

(～)

令和 年 ()

保全命令事件簿

事 件 番 号							
受 付	受付区分	・	移	・	移	・	移
債 権 者							
債 務 者							
事 件 名		仮差押え 仮処分		仮差押え 仮処分		仮差押え 仮処分	
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
終 局		・ ・		・ ・		・ ・	
結 果		認 容 却 下 取下げ 和 解		認 容 却 下 取下げ 和 解		認 容 却 下 取下げ 和 解	
異 取 消 議し	申 立 て	異 取 ・ ・		異 取 ・ ・		異 取 ・ ・	
	終 局	・ ・		・ ・		・ ・	
	結 果						
即時抗告の提起		権 務 ・ ・		権 務 ・ ・		権 務 ・ ・	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()		()	
	終 局 結 果	事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ		事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 ・ ・		冊 ・ ・		冊 ・ ・	
抗 告 審	終 局 結 果	・ ・		・ ・		・ ・	
上訴審から記録返還		冊 ・ ・		冊 ・ ・		冊 ・ ・	
保 存	完 結		・ ・		・ ・		・ ・
	終 期		・ ・		・ ・		・ ・
	記 録 廃 棄		・ ・		・ ・		・ ・
備 考							
担 当 部	(添付郵便切手) (添付収入印紙) 受 領 印	(円) (円)		(円) (円)		(円) (円)	

(ト・ヨ・家リ)

移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	.	申職 移他	.	申職 移他	.	申職 移他
申 立 人							
相 手 方							
事 件 名							
調 停 を 求 め る 事 項 の 価 額		円		円		円	
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
訴訟事件・非訟事件の 事 件 番 号		()		()		()	
終 局		. .		. .		. .	
結 果		成 立 不成立 取下げ		成 立 不成立 取下げ		成 立 不成立 取下げ	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

調
停
事
件
簿

(ノ・ユ・メ・セ・ス・交・公・特ノ)

非訟・民事雑・執行雑・行政雑等事件簿

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	.	移	.	移	.	移
申 立 人							
被 申 立 人							
事 件 名							
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
基 本 事 件		() 合		() 合		() 合	
終 局		.		.		.	
結 果							
抗告提起・異議申立て		申被 .		申被 .		申被 .	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()		()	
	終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 取下げ		. . 事件送付 却下決定 取下げ		. . 事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 .		冊 .		冊 .	
抗 告 審	終 局	.		.		.	
	結 果						
上訴審から記録返還		冊 .		冊 .		冊 .	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担 当 部	(添付郵便切手) 受 領 印	(円)	(円)	(円)	(円)		

(チ・ヒ・借・借チ・シ・発チ・配チ・仲・和チ・サ・モ・ウ・人モ・人ウ・ヲ・行ク・行タ・る・む・て・家ロ)

1 移送、回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。
2 当該事件が付随事件である場合には、主たる事件の事件番号を「基本事件」に記載する。付随事件記録を主たる事件記録と合わせた場合には、「合」を○で囲む。

令和 年 (サ)

民事雑事件簿(仮執行宣言申立事件)

受 付	事 件 番 号	督 促 事 件 の 事 件 番 号	終 局	結 果	備 考	(添付郵便切手) 受 領 印
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)
・		(口)	・	認 却 取		(円)

(サ)

(別紙様式第14)

令和 年 (労)

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	.	移	.	移	.	移
申 立 人							
相 手 方							
事 件 名							
労働審判を求め る 事 項 の 価 額		円		円		円	
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
終 局		. .		. .		. .	
結 果							
異 議 申 立 て 等		異議申立て (申・相) 23条取消し 24条終了 . . 当庁 (ワ)		異議申立て (申・相) 23条取消し 24条終了 . . 当庁 (ワ)		異議申立て (申・相) 23条取消し 24条終了 . . 当庁 (ワ)	
記 録 送 付		冊 . .		冊 . .		冊 . .	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

労働審判事件簿

(労)

(別紙様式第 15)

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	・	移	・	移	・	移
債 権 者							
債 務 者							
第 三 債 務 者 所 有 者							
事 件 名							
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
終 局		・ ・		・ ・		・ ・	
結 果							
保 存	完 結		・ ・		・ ・		・ ・
	終 期		・ ・		・ ・		・ ・
	記 録 廃 棄		・ ・		・ ・		・ ・
備 考							
担当部	(添 付 郵 便 切 手)		(円)		(円)		(円)
	(添 付 収 入 印 紙)		(円)		(円)		(円)
受 領 印							

(リ・ヌ・ル・少ル・ケ・ナ・財チ・情チ)

強制執行等事件簿

移送, 移行, 回付又は差戻しにより事件を受け付けた場合には, 「受付区分」の「移」を○で囲む。

令和 年 ()

事 件 番 号								
受 付	受付 区分	・	移	・	移	・	移	
申 立 人								
被 申 立 人								
開 始 決 定		・	前後	・	前後	・	前後	
破 産 管 財 人								
終 局		・	・	・	・	・	・	
結 果								
抗 告 の 提 起		・	・	・	・	・	・	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()		()		
	終 局 結 果	・	・	・	・	・	・	
記 録 送 付		冊	・	冊	・	冊	・	
抗 告 審	終 局 結 果	・	・	・	・	・	・	
免 責 手 続	免 責 受 付 (みなし申立てを含む。)	・	・	・	・	・	・	
	免 責 終 局 結 果	・	・	・	・	・	・	
	抗 告 の 提 起	・	・	・	・	・	・	
	抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()		()	
		終 局 結 果	・	・	・	・	・	・
	記 録 送 付	冊	・	冊	・	冊	・	
抗 告 審	終 局 結 果	・	・	・	・	・	・	
上訴審から記録返還		冊	・	冊	・	冊	・	
保 存	完 結		・		・		・	
	終 期		・		・		・	
	記 録 廃 棄		・		・		・	
備 考								
担 当 部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)	

破 産 事 件 簿

(7)

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	・	移	・	移	・	移
申 立 人							
被 申 立 人							
開 始 決 定 承 認 決 定		・ ・ 前 後		・ ・ 前 後		・ ・ 前 後	
管 財 人 等							
終 局		・ ・		・ ・		・ ・	
結 果							
抗 告 の 提 起		・ ・		・ ・		・ ・	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()		()	
	終 局 結 果	・ ・ 事件送付 却下決定 取下げ		・ ・ 事件送付 却下決定 取下げ		・ ・ 事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 ・ ・		冊 ・ ・		冊 ・ ・	
抗 告 審	終 局 結 果	・ ・		・ ・		・ ・	
上訴審から記録返還		冊 ・ ・		冊 ・ ・		冊 ・ ・	
保 存	完 結		・ ・		・ ・		・ ・
	終 期		・ ・		・ ・		・ ・
	記 録 廃 棄		・ ・		・ ・		・ ・
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

再生等事件簿

(企・再・再イ・再ロ・ミ・承・ヒ)

責任制限事件簿

(船・油)

事 件 番 号					
受 付	受付 区分	.	移	.	移
申 立 人					
事 故 に 係 る 船 舶 の 名 称 及 び ト ン 数					
責 任 限 度 額		円		円	
開 始 決 定		. . 前後		. . 前後	
管 理 人					
拡 張 決 定		. . 前後		. . 前後	
終 局		. .		. .	
結 果					
即 時 抗 告 の 提 起		. .		. .	
抗 告 提 起	事 件 番 号	()		()	
	終 局 結 果	. . 事件送付 却下決定 取下げ		. . 事件送付 却下決定 取下げ	
記 録 送 付		冊 . .		冊 . .	
抗 告 審	終 局	. .		. .	
	結 果				
上 訴 審 か ら 記 録 返 還		冊 . .		冊 . .	
保 存	完 結		. .		. .
	終 期		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .
備 考					
担当部	(添 付 郵 便 切 手) 受 領 印		(円)		(円)

簡易確定事件簿

(集)

事 件 番 号							
受 付	受付区分	.	移	.	移	.	移
簡易確定手続申立 団 体							
相 手 方							
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
共 通 義 務 確 認 請 求 事 件 番 号		当庁 (ワ)		当庁 (ワ)		当庁 (ワ)	
終 局		. .		. .		. .	
結 果							
異議申立ての有無		有 . 無		有 . 無		有 . 無	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

移送又は回付により事件を受け付けた場合には、「受付区分」の「移」を○で囲む。

簡易確定決定に対する異議申立て提起事件簿

受 付 事件番号	異議申立ての対象となった 簡 易 確 定 事 件	結 局 果	備 考	担 当 部
	異 議 申 立 人 の 資 格 ち ょ う 用 印 紙			(添付郵便切手) 受 領 印
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			
・	(集)	・ ・ 異議申立て による事件 記録の送付		
	申 消 相			(円)
	円			

(集ワ)

「異議申立人の資格」の「申」は簡易確定手続申立団体,「消」は届出消費者,「相」は相手方を示す。

(別紙様式第21)
令和 年 ()

受付	事 件 番 号		当 事 者	終 局 結 果	保 存	完 結	備 考	担当部
	事 件 名					終 期		受 領 印
						記 録 廃 棄		
受付区分				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			
・				・ ・		・ ・		
	会 戸 住		不 処 罰		・ ・			
	移		過 料 円		・ ・			

(別紙様式第22)

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付		.		.		.	
嘱 託	裁 判 所	高 地 家	支 出 簡	高 地 家	支 出 簡	高 地 家	支 出 簡
	事 件 番 号	()		()		()	
	事 件 名						
	当 事 者 被 告 人 少 年 対 象 者						
	事 項						
終 局		. .		. .		. .	
結 果		終 了 転 嘱		終 了 転 嘱		終 了 転 嘱	
記 録 送 付		. .		. .		. .	
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印	(円)		(円)		(円)	

共助事件簿

(キ・エ・行ア・行キ・へ・れ・家ハ・医い・医は)

(別紙様式第 2 3)

令和 年 (い)

事 件 番 号							
受 付		.		.		.	
被 告 人							
事 件 名							
終 局		. .		. .		. .	
結 果		罰 金	円	罰 金	円	罰 金	円
		科 料	円	科 料	円	科 料	円
		1 日換算	円	1 日換算	円	1 日換算	円
		仮 納 付	あり なし	仮 納 付	あり なし	仮 納 付	あり なし
略 式 命 令 謄 本 送 達	検 察 官	. .		. .		. .	
	被 告 人	. .		. .		. .	
正 式 裁 判 請 求		. .		. .		. .	
検 察 庁 に 記 録 送 付		. .		. .		. .	
備 考							
担 当 部	受 領 印						

略式事件簿（甲）

(い)

令和 年 () 道 路 交 通 法 違 反 等

受付	事 件 番 号	被 告 人	終局	結 果	被告人に 謄本送達	検察庁に 記録送付	備 考	担当部
								受領印
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		
.			.	罰金 円 仮納付	.	.		

交通即決事件簿・略式事件簿(乙)

(り・い)

事 件 番 号					
受 付	受 付 区 分	.	起正不 強移	.	起正不 強移
被 告 人		勾 別 求 保 宅 放 刑		勾 別 求 保 宅 放 刑	
事 件 名					
終 局		.		.	
結 果					
控 訴 申 立 て	取 下 げ	検 被 弁	. . .	検 被 弁	. . .
記 録 送 付		冊 .		冊 .	
控 訴 審	終 局 結 果	.		.	
	上 告 申 立 て	取 下 げ	検 被 弁	. . .	検 被 弁
上 告 審	終 局 結 果	.		.	
確 定 事 由		期 間 徒 過 上 訴 の 放 棄 取 下 げ		期 間 徒 過 上 訴 の 放 棄 取 下 げ	
確 定		.		.	
上 訴 審 から 記 録 返 還		冊 .		冊 .	
検 察 庁 に 記 録 送 付		冊 .		冊 .	
備 考					
担 当 部	受 領 印				

刑 事 公 判 請 求 事 件 簿

(ろ・わ・の)

事 件 番 号								
受 付		受付 区分	冊	検被 双移	冊	検被 双移		
被 告 人			勾 別 保 宅 放 刑		勾 別 保 宅 放 刑			
事 件 名								
第 一 審	裁 判 所	事 件 番 号	地 家 支 簡	()	地 家 支 簡	()		
		受 付 月 日		・ ・		・ ・		
	終 局		・ ・		・ ・			
	結 果							
	控 訴 申 立 て		検 被 弁	・ ・ ・ ・	検 被 弁	・ ・ ・ ・		
終 局			・ ・		・ ・			
結 果								
上 告 申 立 て		取 下 げ	検 被 弁	・ ・ ・ ・	・ ・	検 被 弁	・ ・ ・ ・	・ ・
記 録 送 付			冊		冊			
上 告 審	終 局		・ ・		・ ・			
	結 果							
確 定 事 由			期 間 徒 過 上 告 の 放 棄 取 下 げ		期 間 徒 過 上 告 の 放 棄 取 下 げ			
確 定			・ ・		・ ・			
上 訴 審 から 記 録 返 還			冊		冊			
原 審 に 記 録 送 付			冊		冊			
備 考								
担 当 部		受 領 印						

刑 事 控 訴 事 件 簿

(う・収ほ)

事 件 番 号					
受 付		.	.	.	
申 立 人 等		検 被 弁 付 法 少	検 被 弁 付 法 少	検 被 弁 付 法 少	
事 件 名					
被 告 人 等					
原 審	裁 判 所	地 家 簡 支	地 家 簡 支	地 家 簡 支	
	事 件 番 号	()	()	()	
	終 局 結 果	. .	. .	. .	
終 局		. .	. .	. .	
結 果					
特別抗告等申立て		. .	. .	. .	
記 録 送 付		冊 . .	冊 . .	冊 . .	
特 告 別 審 抗 等	終 局 結 果	. .	. .	. .	
上訴審から記録返還		冊 . .	冊 . .	冊 . .	
原 審 に 記 録 返 還		冊 . .	冊 . .	冊 . .	
備 考					
担 当 部	受 領 印				

刑 事 抗 告 等 事 件 簿

(く・け・医ほ・秩ほ・秩へ)

令和 年 (ら)

少年保護抗告受理申立て事件簿

受 付	事 件 番 号	少 年	原 審	終 局	抗 告 事 件 番 号	備 考	担 当 部
	事 件 名		裁 判 所	結 果	原 審 に 記 録 返 還		受 領 印
			事 件 番 号				
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		
・			家 支 部	・ ・	(〳)		
			(少)	受 ・ 不	冊 ・ ・		

(ら)

令和 年 ()

証人
保全
問題
請求
事件
簿

(は・か・に・よ)

事 件 番 号					
受 付		.	.	.	.
請 求 者		検 被 弁	検 被 弁	検 被 弁	
請 求 事 項					
基本事件	事 件 番 号	()	()	()	
	事 件 名				
	被告人・被疑者				
終 局		.	.	.	.
結 果					
検察庁に記録送付		.	.	.	.
保存	完 結	.	.	.	.
	終 期	.	.	.	.
	公 判 裁 判 所 に 記 録 送 付	.	.	.	.
	記 録 廃 棄	.	.	.	.
備 考					
担 当 部	受 領 印				

令和 年 ()

事 件 番 号			
受 付	受付 区分	.	検被 移
請 求 者			

再 審 を 請 求 さ れ た 事 件	事 件 番 号	()	第 一 審	終 局	. .				
	第一審裁判所			結 果					
	第一審事件番号	()							
	事 件 名			控 訴 申立て	取下げ	検 被 弁 . .	. . .		
	被 告 人			記 録 送 付		冊 . .			
開 始 決 定 等		. . 開 始 棄 却 取下げ		控 訴 審	終 局	. .			
即時抗告・異議申立て		. .			結 果				
記 録 送 付		. .				上 告 申立て	取下げ	検 被 弁 . .	. . .
抗異 告 審議	終 局 結 果	. .		記 録 送 付		冊 . .			
上訴審から記録返還		冊 . .		上 告 審	終 局	. .			
備 考					確 定 事 由	請求の取下げ 期 間 徒 過 上訴の放 棄 取下げ			
						確 定	. .		
						上訴審から記録返還		冊 . .	
						検察庁に記録送付		冊 . .	
担 当 部	受 領 印								

刑事再審請求事件簿

(ほ・た・お・収い・収ろ・収に)

令和 年（ ）

(と・そ・ま)

事 件 番 号					
受 付		・	・	・	
請 求 者					
無罪等の裁判を受けた事件	事 件 番 号	()	()	()	
	事 件 名				
	被 告 人 等				
終 局		・ ・	・ ・	・ ・	
結 果		棄 却 補 償 額 円 1 日当たり 円 日分	棄 却 補 償 額 円 1 日当たり 円 日分	棄 却 補 償 額 円 1 日当たり 円 日分	
即時抗告・異議申立て		・ ・	・ ・	・ ・	
記 録 送 付		・ ・	・ ・	・ ・	
抗 異 告 議 審 議	終 局 結 果	・ ・	・ ・	・ ・	
確 定		・ ・	・ ・	・ ・	
上訴審から記録返還		・ ・	・ ・	・ ・	
公 示		官 報 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・	官 報 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・	官 報 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・ 新 聞 ・ ・	
検察庁に記録送付		・ ・	・ ・	・ ・	
備 考					
担 当 部	受 領 印				

(別紙様式第32)

令和 年 (つ)

起訴強制事件簿

事 件 番 号							
受 付			.		.		.
請 求 者							
事 件 名							
被 疑 者							
終 局			.	.		.	.
結 果							
抗 告 申 立 て			.	.		.	.
記 録 送 付			.	.		.	.
抗 告 審	終 局		.	.		.	.
	結 果						
上訴審から記録返還			.	.		.	.
刑訴規175条2号の規定 による裁判書の送付			.	.		.	.
公訴の維持に当たる 弁護士に書類送付			.	.		.	.
		弁 護 士			弁 護 士	弁 護 士	
検察庁に記録送付			.	.		.	.
保 存	完 結		.	.		.	.
	終 期		.	.		.	.
	記 録 廃 棄		.	.		.	.
備 考							
担 当 部	受 領 印						

(3)

訴訟費用免除申立て事件簿

事 件 番 号					
受 付			.	.	.
申 立 人					
訴訟費用の負担を命じた事件	事件番号	第一審	()	()	()
		控訴審	()	()	()
		上告審	()	()	()
	事 件 名				
終 局			. .	. .	. .
結 果					
即時抗告・異議申立て			. .	. .	. .
記 録 送 付			. .	. .	. .
抗異 告審 議	終 局 結 果		. .	. .	. .
確 定			. .	. .	. .
上訴審から記録返還			. .	. .	. .
検 察 庁 等 に 記 録 送 付			検 . . 高 地 家 支 簡	検 . . 高 地 家 支 簡	検 . . 高 地 家 支 簡
備 考					
担 当 部	受 領 印				

(ち・ね・ふ)

事 件 番 号							
受 付	受付 区分	・	移	・	移	・	移
申 立 人							
相 手 方							
請求の目的の価額		円		円		円	
ち ょ う 用 印 紙		円		円		円	
刑 事 被 告 事 件 の 事 件 番 号		()		()		()	
終 局		・		・		・	
結 果							
異 議 申 立 て 等		異議申立て (申・相) 39条終了 ・		異議申立て (申・相) 39条終了 ・		異議申立て (申・相) 39条終了 ・	
記 録 送 付		冊 ・		冊 ・		冊 ・	
保 存	完 結		・		・		・
	終 期		・		・		・
	記 録 廃 棄		・		・		・
備 考							
担当部	(添付郵便切手) 受 領 印		(円)		(円)		(円)

刑事損害賠償命令事件簿

(損)

(別紙様式第35)

令和 年 ()

事 件 番 号							
受 付		.		.		.	
請 求 者 等		検 被 弁		検 被 弁		検 被 弁	
事 件 名							
基本事件	事 件 番 号	()		()		()	
	被 告 人 被 疑 者 被 疑 象						
終 局		. .		. .		. .	
結 果							
不 服 申 立 て		抗 異 準	検 被 弁 . .	抗 異 準	検 被 弁 . .	抗 異 準	検 被 弁 . .
記 録 送 付		. .		. .		. .	
上訴審	終 局	. .		. .		. .	
	結 果						
上訴審から記録返還		. .		. .		. .	
検察庁等に記録送付		. .		. .		. .	
保 存	完 結	. .		. .		. .	
	終 期	. .		. .		. .	
	記 録 廃 棄	. .		. .		. .	
備 考							
担 当 部	受 領 印						

刑事等雑事件簿

(ぬ・こ・な・え・や・る・む・て・少口・医に)

受付	事件番号	請求者の 所 属 庁	罪 名 等	被 疑 者 等	令状 種別	裁判官	結 果	受領 確認	備 考
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		
・							発付		

令状請求事件簿

(行イ・行ク・る・む・て・家ロ・少ロ・医に)

家事審判事件簿

受付	事 件 番 号	申 立 人	終 局	即時抗告の提起	記録送付	抗 告 審	上訴審から記録返還	保 存	備 考	担 当 部
	事 件 名		結 果	事 件 番 号		終 局 果		完 結		（添付郵便手）
受付区分		審判を受ける者等 又 は 相 手 方		認 容 却 下 取 下 げ	終 結 局 果		終 結 局 果	終 期	記録廃棄	受領印
・	別一 別二（ ）		・	申相 ・	・	・	・	・		(円)
書 準 移 調 他			認 容 却 下 取 下 げ	(家ニ)				・		
			事件 送付	却下 決定	取下げ	・	・			
・	別一 別二（ ）		・	申相 ・	・	・	・	・		(円)
書 準 移 調 他			認 容 却 下 取 下 げ	(家ニ)				・		
			事件 送付	却下 決定	取下げ	・	・			
・	別一 別二（ ）		・	申相 ・	・	・	・	・		(円)
書 準 移 調 他			認 容 却 下 取 下 げ	(家ニ)				・		
			事件 送付	却下 決定	取下げ	・	・			
・	別一 別二（ ）		・	申相 ・	・	・	・	・		(円)
書 準 移 調 他			認 容 却 下 取 下 げ	(家ニ)				・		
			事件 送付	却下 決定	取下げ	・	・			
・	別一 別二（ ）		・	申相 ・	・	・	・	・		(円)
書 準 移 調 他			認 容 却 下 取 下 げ	(家ニ)				・		
			事件 送付	却下 決定	取下げ	・	・			

(家・家ヌ)

受 付	事 件 番 号	申 立 人	終 局	保 存	備 考	担 当 部	
	事 件 名		相 手 方	結 果		完 結	(添付郵便切手)
						記 録 廃 棄	受 領 印
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			
・	別二()他		・ ・	・ ・		(円)	
書 準 移 訴 審 他			成立 不成立 取下げ	・ ・			
				・ ・			

令和 年(家ハ)

家事共助事件簿

受 付	事 件 番 号	嘱 託				終 局	記 録 送 付	備 考	担当部
		裁 判 所	事 件 番 号	申 立 人	事 項	結 果			(添付郵 便切手)
			事 件 名	審判を受ける者等又は相手方	被 審 問 人 等				
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱
・		家 支出	()			・	・		
									終了 転嘱

(家ハ)

受付	事 件 番 号	申 立 人	ちょう 用印紙	基 本 事 件	終 局	抗 告 の 提 起	記 録 送 付	抗 告 審	上訴審から記録返還	保 存	備 考	担 当 部				
	事 件 名	被 申 立 人 審判を受ける者等			結 果	事 件 番 号		終 局 結 果		終 局 果		終 局 果	完 結	(添付郵便手)		
						終 期									記録廃棄	受領印
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										
・			円	(家)	・ ・	申被 ・ ・	・	・ ・	・	・ ・		(円)				
						(家ニ)							事件 却下 送付 決定 取下げ	・	・	・ ・
						・ ・										

令和 年(少)

少年保護事件簿(甲)

受付	事件番号	少年 生年月日	終局	抗告等申立て	抗告審等	保存	備考	担当部	
受付区分	事件名		結果		終局結果	完結期		受領印	
					記録送付	上訴審から記録返還			記録廃棄
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	
・		・	・	付法少検	・	・			
検警移回				・	・	・		・	
	・		生	・				・	

令和 年(少)

道路交通法違反保護事件等

(少)

[illegible]

受 付	事 件 番 号	申 請 官署等	本 人 生年月日	基 本 事 件	終 局	保 存	備 考	担当部
	事 件 名				結 果	完 結		受領印
						終 期		
						記 録 廃 棄		
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・
・			・ ・ 生	(少)	・ ・	・ ・		
						・ ・		・ ・

令和 年 (少二)

少年審判等共助事件簿

受 付	事 件 番 号	嘱 託				終 局	記 録 送 付	備 考	担 当 部
		裁 判 所	事 件 番 号	被 告 人 少 年	事 項	結 果			受 領 印
			事 件 名						
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			
・		高 地 家 支 簡	()			・ ・	・		
						終 了 転 嘱			

(別紙様式第 4 5)

令和 年 (医ろ)

医療観察処遇事件簿

事 件 番 号								
受 付		受付 区分	.		移 回	.		移 回
申 立 人			検 医 観 対 保 付			検 医 観 対 保 付		
対 象 者								
事 件 名								
終 局			.			.		
結 果								
抗 告 申 立 て		取 下 げ	検 医 観 . . 対 保 付 . .		.	検 医 観 . . 対 保 付 . .		.
記 録 送 付			冊 . .			冊 . .		
抗 告 審	終 局 結 果		.			.		
	再抗告申立て	取下げ	検 医 観 . . 対 保 付 . .		.	検 医 観 . . 対 保 付 . .		.
再抗告審	終 局 結 果		.			.		
確 定 事 由			期間徒過 抗告等の取下げ			期間徒過 抗告等の取下げ		
確 定			.			.		
上訴審から記録返還			冊 . .			冊 . .		
保 存	完 結		.			.		
	法 4 2 条 1 項 1 号 又 は 2 号 の 決 定 を し た 裁 判 所 へ の 通 知		.			.		
	医 療 終 了		.			.		
	終 期		.			.		
	記 録 廃 棄		.			.		
備 考								
担 当 部	受 領 印							

(医ろ)

(別紙様式第46)

令和 年 ()

法
廷
等
秩
序
維
持
違
反
事
件
簿

事 件 番 号							
受 付		.		.		.	
本 人							
違反行為のあった事件	事 件 番 号	()		()		()	
	当 事 者 被 告 人 等						
	事 件 名						
終 局		. .		. .		. .	
結 果							
抗告・異議申立て		. .		. .		. .	
記 録 送 付		. .		. .		. .	
抗異 告 審 議	終 局	. .		. .		. .	
	結 果						
上訴審から記録返還		. .		. .		. .	
保 存	完 結		. .		. .		. .
	終 期		. .		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .		. .
備 考							
担 当 部	受 領 印						

(秩い・秩ろ・秩は・秩に)

事 件 番 号					
受 付		.		.	
申 立 裁 判 所		地 方 家 庭 裁 判 所		地 方 家 庭 裁 判 所	
当 該 裁 判 官 官 職 氏 名					
終 局		. .		. .	
結 果					
抗 告 申 立 て		. .		. .	
記 録 送 付		. .		. .	
抗 告 審	終 局 結 果	. .		. .	
上 訴 審 から 記 録 返 還		. .		. .	
官 報 公 示		. .		. .	
保 存	完 結		. .		. .
	終 期		. .		. .
	記 録 廃 棄		. .		. .
備 考					
担 当 部	受 領 印				

裁判官分限事件簿

令和 年（記）

上訴申立書等記録簿

[illegible]

(別紙様式第 4 9)

事件関係送付簿

[illegible]

整理 番号	帳簿諸票の名称	作成 月日	引継ぎ	保存 満了 年度	廃棄 (取扱責任者印)	備考
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	
		.	. . 冊	令和 年	. .	

帳簿諸票備付経過簿

進 行 番 号							
担 当 部	判 決 言 渡 し		・		・		・
事 件 番 号		()		()		()	
氏 名							
罪 名							
上 訴 の 有 無		有 無		有 無		有 無	
上 訴 結 果		・ ・		・ ・		・ ・	
管 轄 保 護 観 察 所							
観 察 の 始 期		・ ・		・ ・		・ ・	
観 察 の 終 期		・ ・		・ ・		・ ・	
執 行 猶 予 の 取 消 し		・ ・ 地 家 支 簡		・ ・ 地 家 支 簡		・ ・ 地 家 支 簡	
保 存	完 結	・ ・		・ ・		・ ・	
	終 期	・ ・		・ ・		・ ・	
	記 録 廃 棄	・ ・		・ ・		・ ・	
備 考							

第一審	地 簡 支 令和 年 () 第 号						第一 審 検 番 号	
控訴審	高 支 令和 年 (う) 第 号						(検)	
上告審	最 高 裁 判 所 令和 年 (あ) 第 号							
被告人	明 大 昭 平 . . 生				勾 留 罪 名			
					起 訴 罪 名			
起 訴	年 月 日	勾 留	年 月 日	事 由		収 容 場 所		
	. .		1 起訴前の勾留 2 起訴後の勾留 (逮捕中求令状) 3 起訴後の勾留 (2を除く。) 4 少年法45条4号					
移 送 収 容	場 所		年 月 日		場 所		年 月 日	
			. .				. .	
			. .				. .	
			. .				. .	
			. .				. .	
			. .				. .	
事 項 序 名	身柄に関する裁判			釈 放			収 容 満 了	備 考
	年 月 日	要 旨	年 月 日	保 釈 保 証 金	残 日 数	年 月 日	年 月 日	
							.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	
	.		.	円	.	.	.	

勾 留 票

観護措置簿

事件番号 事件名	少年	調査官	観護措置決定 更新決定	満了 満了	審判期日	備考
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
	・ ・ 生		・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	
			・	・	・	

索引票 (分)

(復)

受付回数	年度	受付	受付区分	事件番号	事件名	裁判官	調査官	終局	結果	送致先	備考
7		.	検警移回					.			
8		.	検警移回					.			
9		.	検警移回					.			

移年	動月日	所在庁	移動事由	備考	移年	動月日	所在庁	移動事由	備考
.	.				.	.			
.	.				.	.			
.	.				.	.			
.	.				保存				
.	.				始期	終期	記録廃棄		備考
.	.				.	.	.		
.	.				.	.	.		
.	.				.	.	.		

索引票（民・刑・家）

(別紙様式第55)

氏							名				
氏名又は 名称											
受付							担当部				
事件名							事件番号				()
備考											

(別紙様式第56)

氏名又は名称	受付	事件番号	担当部	備考
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		
		()		

索引簿(民・刑・家)

裁判長	裁判官	裁判官	書記官				
				令和 年 月 日 ()			
時刻	事件番号	当事者	代理人	予定	結果	備考	
	事件名						
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			1
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			2
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			3
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			4
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			5
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			6
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			7
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			8
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			9
・	()			弁 準 弁 弁 準 進 和 証 本			10

裁 判 官		書 記 官					
				令和 年 月 日 ()			
時 刻	事 件 番 号	債 権 者 債 務 者	執 行 官 記 録 受 領 印	予 定	結 果	備 考	記 録 受 領
	事 件 名						
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・
・	()		・				・

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
期 日 簿 (競 売)

裁判長 審判官	審判官	審判官	書記官	令和 年 月 日 ()		
時刻	事件番号	当事者	代理人	調停委員 労働審判員 参 与 員	結 果	備 考
	事 件 名					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					
・	()					

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

期
日
簿
(民調・労・家)

裁判長	裁判官	裁判官	書記官	検察官			
					令和 年 月 日 ()		
時刻	事件番号	被告人	弁護人	予定	結果	備考	
	事件名						
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			
・	()	勾保宅	私国	証被			

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

期 日 簿 (刑)

裁 判 長		裁 判 官		裁 判 官		書 記 官		令和 年 月 日 ()			
時 刻	調 査 官	事 件 番 号		少 年	観護 措置	保 護 者 付 添 人 そ の 他	結 果	備 考			
		事 件 名									
・		(少)			・					1	
・		(少)			・					2	
・		(少)			・					3	
・		(少)			・					4	
・		(少)			・					5	
・		(少)			・					6	
・		(少)			・					7	
・		(少)			・					8	
・		(少)			・					9	
・		(少)			・					10	

令和 年 ()

担 当 簿 (民一)

受付	事 件 番 号	当 事 者	係	期							終局	結 果	上訴 完結	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
	事 件 名														
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊
・											・		上 完		・ ・ 冊

受付	事 件 番 号	当 事 者	係	原 審	期 日	終局	結 果	上訴 完結	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
	事 件 名			裁 判 所 事 件 番 号						
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊
・				地 家 支 簡						・ ・
				()						冊

受付	事 件 番 号	被 告 人	係	期							終局	結 果	上訴 確定	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
	事 件 名														
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		
・											・		上		・ ・ 冊
													確		

受付	事 件 番 号	被 告 人	係	原 審	上 訴	趣意書提出期限 提出 の 日	期 日				終局	結 果	上訴 確定	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
	事 件 名			裁 判 所 号 事 件 番 号											
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									
・				地 家 支 簡	検 被 弁	・ ・					・		上 確		・ ・ 冊
				()		・ ・									

受付	事 件 番 号 事 件 名	申 立 人 審判を受ける者等又は相手方	係	参 与 員 調停委員	期 日					調査官	調査官との記録の授受			終 局 結 果	上訴 完結	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
											交付	受領印	返還				
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊
・											・		・	・	上		・
											・		・		完		冊

(別紙様式第67)

令和 年 (少)

担 当 簿 (少)

受付	事 件 番 号	少 年	係	調査官	調査官との記録の授受			期 日		試 験 観 察	終	局	備 考	記録引継ぎ 受 領 印
	事 件 名				交付	受領印	返還				結	果		
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							
・		・ ・ 生			・		・			・ ・	・ ・		・ ・ 冊	
					・		・							

送達書類授受簿

交付	事件番号	書類の表示	受送達者	書類 受領印	送達 受付	備考
.	()					
.	()					
.	()					
.	()					
.	()					
.	()					
.	()					
:	()					
.	()					
.	()					

事 件 番 号	当 事 者 区 別	氏 名 又 は 名 称	終 結 局 果	備 考
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	

民事・行政・家事事件簿予備欄